

第2号

令和元年度

定時総会要望事項提案書

公益社団法人 全国都市清掃会議

| 頁 | 要望事項 | 協議会名 | 提案会員名 |
|----|---|---------|---|
| I | 廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充 | | |
| 8 | 1 循環型社会形成推進交付金等の財政措置について | 北海道地区 | 札幌市 |
| 9 | 2 循環型社会形成推進交付金要望額の全額交付について | 北海道地区 | 稚内市 |
| 10 | 3 循環型社会形成推進交付金の満額交付について | 北海道地区 | 西いぶり広域連合 |
| 11 | 4 循環型社会形成推進交付金等の財政措置について | 北海道地区 | 釧路広域連合 |
| 12 | 5 循環型社会形成推進交付金制度の拡充について | 東北地区 | 仙台市 |
| 13 | 6 循環型社会形成推進交付金の予算確保及び制度拡充について | 東北地区 | 山形広域環境事務組合 |
| 14 | 7 廃棄物処理施設整備に係る財政支援について | 東北地区 | 福島市 |
| 15 | 8 廃棄物処理施設整備に係る財政措置について | 東北地区 | 郡山市 |
| 16 | 9 循環型社会形成推進交付金の要望額等の確保について | 関東地区 | さしま環境管理事務組合、足利市、高崎市、伊勢崎市、館林衛生施設組合、川口市、所沢市、ふじみ野市、久喜市、東埼玉資源環境組合、千葉市、市川市、八王子市、立川市、町田市、小金井市、日野市、国分寺市、東京二十三区清掃一部事務組合、浅川清流環境組合、横浜市、相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、厚木愛甲環境施設組合 |
| 17 | 10 循環型社会形成推進交付金の確保について | 北陸東海地区 | 金沢市 |
| 18 | 11 循環型社会形成推進交付金の確実な措置について | 北陸東海地区 | 岐阜市 |
| 19 | 12 循環型社会形成推進交付金の財源確保及び制度の継続について | 北陸東海地区 | 岐阜市 |
| 20 | 13 廃棄物処理施設整備に対する循環型社会形成推進交付金制度に関する国への要望について | 近畿地区 | 大津市、京都市、京田辺市、城南衛生管理組合、大阪市、岸和田市、貝塚市、守口市、枚方市、寝屋川市、四條畷市交野市清掃施設組合、岸和田市貝塚市清掃施設組合、泉南清掃事務組合、大阪市八尾市松原市環境施設組合、姫路市、尼崎市、西宮市、宝塚市、川西市、奈良市、桜井市 |
| 23 | 14 循環型社会形成推進交付金等の予算の確保について | 中国・四国地区 | 出雲市 |
| 24 | 15 循環型社会形成推進交付金の交付率維持及び必要額の確保について | 九州地区 | 北九州市、長崎市 |
| 25 | 16 循環型社会形成推進交付金の拡充について | 九州地区 | 北九州市 |
| 26 | 17 一般廃棄物最終処分場の浸出水処理施設の更新に係る財政支援について | 東北地区 | 青森市 |
| 27 | 18 一般廃棄物最終処分場浸出液処理施設の更新に係る財政支援について | 東北地区 | 弘前市 |
| 28 | 19 一般廃棄物最終処分場の閉鎖整備及び廃止に対する財政支援について | 東北地区 | 大仙市 |
| 29 | 20 循環型社会形成推進交付金制度の拡充について | 関東地区 | 水戸市、日立市、北茨木市、さしま環境管理事務組合、足利市、高崎市、館林衛生施設組合、川越市、所沢市、久喜市、千葉市、船橋市、松戸市、習志野市、鎌ヶ谷市、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合、印西地区環境整備事業組合、八王子市、立川市、三鷹市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、日野市、東村山市、国分寺市、多摩市、ふじみ衛生組合、多摩ニュータウン環境組合、東京二十三区清掃一部事務組合、浅川清流環境組合、横浜市、相模原市、横須賀市、平塚市、小田原市、逗子市、高座清掃施設組合、厚木愛甲環境施設組合、甲府市、富士吉田市 |
| 31 | 21 循環型社会形成推進交付金にかかる交付対象の拡充について | 北陸東海地区 | 金沢市 |
| 32 | 22 循環型社会形成推進交付金制度の拡充について | 北陸東海地区 | 豊橋市 |

| 頁 | 要望事項 | 協議会名 | 提案会員名 |
|----|---|---------|--|
| 33 | 23 災害等廃棄物処理事業費補助金対象範囲の拡大について | 中国・四国地区 | 岡山市 |
| 34 | 24 循環型社会形成推進交付金の交付対象となる廃棄物処理施設解体工事費の範囲拡大について | 北海道地区 | 札幌市 |
| 35 | 25 跡地に新たな廃棄物処理施設の整備を伴わない廃焼却炉の解体費に関する循環型社会形成推進交付金対象事業の拡充について | 北海道地区 | 苫小牧市 |
| 36 | 26 一般廃棄物処理施設の解体に係る財政措置について | 東北地区 | 青森市 |
| 37 | 27 し尿処理施設の解体に係る財政支援について | 東北地区 | 弘前地区環境整備事務組合 |
| 38 | 28 一般廃棄物処理施設の解体に係る財政措置について | 東北地区 | 下北地域広域行政事務組合 |
| 39 | 29 施設解体に対する財政措置について | 東北地区 | 仙南地域広域行政事務組合 |
| 40 | 30 一般廃棄物処理施設の解体に係る財政支援について | 東北地区 | 大仙市 |
| 41 | 31 廃棄物処理施設整備事業等に対する財政支援について | 東北地区 | 山形市 |
| 42 | 32 し尿処理施設解体費用に対する財政措置について | 関東地区 | 宇都宮市、前橋市、東埼玉資源環境組合 |
| 43 | 33 廃止された焼却施設の解体工事に係る財政支援について | 北陸東海地区 | 村上市 |
| 44 | 34 廃棄物処理施設の解体に係る循環型社会形成推進交付金の対象範囲の拡充について | 北陸東海地区 | 上越市 |
| 45 | 35 廃止した廃棄物処理施設の解体に係る財政支援について | 北陸東海地区 | 富士市 |
| 46 | 36 廃止した廃棄物処理施設の解体に係る財政支援について | 北陸東海地区 | 名古屋市 |
| 47 | 37 廃止した焼却施設等の解体工事にかかる財政支援について | 中国・四国地区 | 庄原市・高松市 |
| 48 | 38 し尿等の前処理施設等整備に係る財政支援について | 九州地区 | 長崎市 |
| 49 | 39 解体工事に係る財政支援について | 九州地区 | 北九州市、長崎市、八代市、山鹿植木広域行政事務組合、鹿児島市 |
| 50 | 40 し尿と下水道との共同処理について | 近畿地区 | 龜岡市、堺市、泉州環境整備施設組合、伊丹市、宝塚市 |
| 51 | 41 循環型社会形成推進交付金の交付対象範囲の拡充について | 東北地区 | 会津若松地方広域市町村圏整備組合 |
| 52 | 42 循環型社会形成推進交付金の交付率を一律1/2とすることについて | 関東地区 | さしま環境管理組合、足利市、高崎市、館林衛生施設組合、久喜市、立川市、町田市、小金井市、日野市、国分寺市、東京二十三区清掃一部事務組合、浅川清流環境組合、横浜市、小田原市、厚木愛甲環境施設組合 |
| 53 | 43 高効率エネルギー回収型廃棄物処理施設整備に係る交付率の引き上げについて | 中国・四国地区 | 出雲市・岡山市 |
| 54 | 44 焼却灰の資源化に対する財政支援について | 東北地区 | 盛岡市 |
| 55 | 45 最終処分場の確保と外部委託処理に対する財政的支援について | 関東地区 | さしま環境管理事務組合、前橋市、船橋市、横須賀市 |
| 56 | 46 焼却灰の資源化に係る財政支援措置について | 北陸東海地区 | 村上市 |

| 頁 | 要望事項 | 協議会名 | 提案会員名 |
|----|--------------------------------|--------|--|
| | II. リサイクル関連法の推進 | | |
| | II-1 容器包装廃棄物の3Rの円滑な推進 | | |
| 57 | 47 容器包装リサイクル法における事業者責任の強化等について | 関東地区 | 宇都宮市、前橋市、さいたま市、川越市、東埼玉資源循環組合、市川市、船橋市、松戸市、鎌ヶ谷市、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合、港区、江東区、世田谷区、中野区、杉並区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、東村山市、国立市、多摩市、ふじみ衛生組合、横浜市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、厚木市、甲府市 |
| 58 | 48 容器包装リサイクル法に関する国への要望について | 近畿地区 | 大津市、京都市、城南衛生管理組合、大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、貝塚市、枚方市、八尾市、箕面市、豊中市伊丹市クリーンランド、泉北環境整備施設組合、岸和田市貝塚市清掃施設組合、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、伊丹市、豊岡市、宝塚市、川西市、奈良市、生駒市、和歌山市 |
| 61 | 49 プラスチック製容器包装の品質評価方法の見直しについて | 関東地区 | 前橋市、高崎市、市川市、鎌ヶ谷市、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合、江東区、杉並区、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、東村山市、国立市、ふじみ衛生組合、川崎市、横須賀市、藤沢市、小田原市 |
| 62 | 50 容器包装リサイクル制度の改善について | 東北地区 | 仙台市 |
| 63 | 51 容器包装の対象範囲及び識別表示の見直し等について | 関東地区 | 宇都宮市、前橋市、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合、江東区、中野区、練馬区、八王子市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、国立市、ふじみ衛生組合、横須賀市、厚木市 |
| 64 | 52 分かりやすい素材別リサイクルについて | 北陸東海地区 | 名古屋市 |
| 65 | 53 引き取り品質ガイドライン等変更検討時の対応について | 北陸東海地区 | 名古屋市 |
| 66 | 54 プラスチック製容器包装に係る再商品化手法の選択について | 関東地区 | さいたま市、朝霞市、杉並区、武蔵野市、三鷹市、調布市、ふじみ衛生組合、相模原市、横須賀市 |
| 67 | 55 容器包装リサイクル制度について | 九州地区 | 那覇市 |
| 68 | 56 リサイクル率の算定方法の見直しについて | 関東地区 | 東埼玉資源環境組合、八王子市、武蔵野市、三鷹市、調布市、町田市、ふじみ衛生組合、東京たま広域資源循環組合 |
| 69 | 57 リターナブル容器の普及促進等について | 関東地区 | 宇都宮市、前橋市、高崎市、所沢市、多摩市、横須賀市 |
| 70 | 58 デポジット制度の導入について | 関東地区 | 宇都宮市、前橋市、川越市、市川市、松戸市、港区、三鷹市、調布市、国立市、ふじみ衛生組合、甲府市 |
| 71 | 59 レジ袋の使用削減対策について | 関東地区 | 館林市、港区、江東区、杉並区、八王子市、府中市、多摩市 |
| 72 | 60 レジ袋無料配布の制限について | 北陸東海地区 | 名古屋市 |
| | II-2 家電リサイクル法の円滑な推進 | | |
| 73 | 61 家電4品目のリサイクル料金の徴収方法の見直しについて | 東北地区 | 盛岡市 |
| 74 | 62 特定家庭用機器再商品化法の運用制度の改善について | 東北地区 | 東北地区協議会（多賀城市） |

| 頁 | 要望事項 | 協議会名 | 提案会員名 |
|---|--|---------|--|
| 75 | 63 家電リサイクル法の見直しについて | 関東地区 | さしま環境管理事務組合、宇都宮市、佐野市、那須塩原市、前橋市、高崎市、館林市、館林衛生施設組合、さいたま市、川越市、川口市、所沢市、市川市、船橋市、松戸市、鎌ヶ谷市、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合、江東区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、練馬区、足立区、葛飾区、八王子市、三鷹市、調布市、ふじみ衛生組合、横浜市、相模原市、藤沢市、厚木市、甲府市 |
| 76 | 64 家電リサイクル法に関する国への要望について | 近畿地区 | 京都市、大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、貝塚市、枚方市、八尾市、岸和田市貝塚市清掃施設組合、神戸市、姫路市、明石市、西宮市、伊丹市、宝塚市、たつの市、奈良市、生駒市、和歌山市 |
| 78 | 65 家電リサイクル法の見直しについて | 九州地区 | 那覇市 |
| 79 | 66 大型及び重量のある家電の回収・資源化ルートの構築について | 九州地区 | 北九州市 |
| 80 | 67 資源有効利用促進法及び使用済小型電子機器等の再資源化に関する法律に関する国への要望について | 近畿地区 | 大津市、京都市、堺市、岸和田市、貝塚市、枚方市、八尾市、箕面市、岸和田市貝塚市清掃施設組合、神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、桜井市 |
| 82 | 68 家庭で使用していた業務用冷蔵庫・業務用冷凍庫等のリサイクル制度の構築（製造業者等事業者回収の義務化） | 北海道地区 | 恵庭市 |
| 83 | 69 小型家電リサイクル法の見直しについて | 東北地区 | 仙台市 |
| 84 | 70 小型家電リサイクル法の見直しについて | 関東地区 | 野田市、府中市 |
| 85 | 71 使用済み物品の適正な処理の確保について | 近畿地区 | 岸和田市、貝塚市、岸和田市貝塚市清掃施設組合、尼崎市 |
| II-3 食品リサイクルの推進 | | | |
| 86 | 72 食品ロス対策について | 北陸東海地区 | 金沢市 |
| 87 | 73 食品ロス削減への取り組みについて | 北陸東海地区 | 名古屋市 |
| 88 | 74 食品リサイクル法に関する国への要望について | 近畿地区 | 京都市、岸和田市、貝塚市、岸和田市貝塚市清掃施設組合、尼崎市、西宮市、奈良市 |
| 89 | 75 食品リサイクル法で定める廃棄物処理法等の特例措置の見直しについて | 九州地区 | 那覇市 |
| II-4 廃棄物の発生抑制及びリサイクル推進のための施策の推進等 | | | |
| 90 | 76 建設リサイクル法の見直しについて | 関東地区 | 横浜市 |
| 91 | 77 建設リサイクル法に係る解体工事業者に対する処分規定の見直しについて | 中国・四国地区 | 岡山市 |
| 92 | 78 拡大生産者責任の強化について | 北陸東海地区 | 名古屋市 |
| 93 | 79 古紙の持ち去り行為防止に関する法整備について | 北陸東海地区 | 名古屋市 |
| 94 | 80 各種リサイクル諸法の見直しについて（容器包装廃棄物以外のプラスチック製廃棄物に係る拡大生産者責任など） | 関東地区 | 宇都宮市、前橋市、所沢市、朝霞市、松戸市、鎌ヶ谷市、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合、港区、江東区、中野区、板橋区、練馬区、八王子市、武藏野市、三鷹市、青梅市、調布市、町田市、ふじみ衛生組合、横浜市、相模原市、横須賀市、甲府市 |
| 95 | 81 E P R（生産者責任）法の制定について | 関東地区 | 朝霞市、船橋市、鎌ヶ谷市、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合、世田谷区、三鷹市、調布市、国立市、多摩市、厚木市 |
| 96 | 82 ごみ指定収集袋へのバイオマスプラスチック素材の利用推進について | 関東地区 | 市川市 |

| 頁 | 要望事項 | 協議会名 | 提案会員名 |
|-----|--|--------|---|
| | III. 適正処理困難廃棄物対策の促進 | | |
| 97 | 83 適正処理困難廃棄物に係る法整備について | 関東地区 | 宇都宮市、前橋市、高崎市、館林市、館林衛生施設組合、さいたま市、川越市、川口市、東埼玉資源環境組合、鎌子市、市川市、船橋市、松戸市、鎌ヶ谷市、墨田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、荒川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、国立市、ふじみ衛生組合、多摩ニュータウン環境組合、横浜市、横須賀市、藤沢市、甲府市、富士吉田市 |
| 98 | 84 適正処理困難指定廃棄物等に関する国への要望について | 近畿地区 | 大津市、京都市、京田辺市、城南衛生管理組合、堺市、岸和田市、豊中市、吹田市、貝塚市、枚方市、八尾市、箕面市、豊中市伊丹市クリーンランド、泉北環境整備施設組合、岸和田市貝塚市清掃施設組合、泉南清掃事務組合、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、伊丹市、加古川市、宝塚市、たつの市、奈良市、桜井市、生駒市、和歌山市 |
| 102 | 85 処理困難物の処理ルートの構築および明確化、財政支援について | 東北地区 | 八戸市 |
| 103 | 86 エアゾール製品及びカセットボンベ等処理設備整備に係る財政支援及び製造業者等の責任強化について | 東北地区 | 仙台市 |
| 104 | 87 自治体での処理が困難な廃棄物の処理ルートの構築について | 東北地区 | 秋田市 |
| 105 | 88 処理困難廃棄物の処理ルートの構築について | 東北地区 | 東根市外二市一町共立衛生処理組合 |
| 106 | 89 使用済みスプレー缶、ライターの処理について | 北陸東海地区 | 四日市市 |
| 107 | 90 一般廃棄物の広域認定制度の対象品目としてエアゾール缶の追加について | 北陸東海地区 | 鈴鹿市 |
| 108 | 91 適正処理が困難な一般廃棄物の処理ルートの構築について | 九州地区 | 那覇市 |
| 109 | 92 水銀排出規制の法制化による財政措置について | 関東地区 | 東埼玉資源環境組合 |
| 110 | 93 在宅医療廃棄物の適正処理について | 関東地区 | 館林市、館林衛生施設組合、世田谷区、八王子市、町田市、東村山市、多摩市、横浜市、相模原市、横須賀市、藤沢市、厚木市 |
| 111 | 94 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る財政支援について | 近畿地区 | 大阪市、豊中市、泉北環境整備施設組合 |
| 112 | 95 P C B 廃棄物の期限内処理に向けた国の役割強化について | 関東地区 | 横浜市 |
| 113 | 96 超高齢社会に対応した紙おむつのリサイクルシステムや拡大生産者責任の確立について | 関東地区 | 宇都宮市、千葉市、船橋市、藤沢市 |
| 114 | 97 電子たばこの製造事業者による自主回収について | 北海道地区 | 旭川市 |
| | IV. 廃棄物の適正処理等の推進 | | |
| 115 | 98 再生可能エネルギー固定価格買取制度について | 近畿地区 | 堺市、岸和田市、吹田市、高槻市、貝塚市、枚方市、岸和田市貝塚市清掃施設組合、尼崎市、和歌山市 |
| 116 | 99 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(以下「F I T法」という)の調達期間について | 九州地区 | 北九州市 |
| 117 | 100 電源接続案件募集プロセスにおける廃棄物処理施設の適用除外について | 関東地区 | 宇都宮市 |
| 118 | 101 R P S 経過措置廃止後、F I T制度の適用から外れる施設に対する新たな制度の制定について | 関東地区 | 町田市、柳泉園組合、西多摩衛生組合、多摩ニュータウン環境組合、相模原市、富士吉田市 |
| 119 | 102 ごみ発電による電力の逆潮流に対する支援と循環型社会形成推進交付金交付率要件の柔軟な運用について | 北海道地区 | 函館市 |
| 120 | 103 廃棄物焼却施設におけるエネルギー回収について | 北海道地区 | 旭川市 |

| 頁 | 要望事項 | 協議会名 | 提案会員名 |
|------------|---|---------|--|
| 121 | 104 廃棄物処理施設発電設備系統連系に向けた支援について | 東北地区 | 鶴岡市 |
| 122 | 105 漂流・漂着・海底ごみについて | 九州地区 | 北九州市 |
| 123 | 106 一般廃棄物会計基準、ごみ処理基本計画策定指針について | 近畿地区 | 和歌山市 |
| 124 | 107 メタンガス化における再生利用量の算定方法の見直しについて | 関東地区 | 市川市 |
| 125 | 108 大規模災害発生時におけるごみ処理支援について | 近畿地区 | 大阪市 |
| 126 | 109 計画値同時同量制度における廃棄物発電の特例適用について | 関東地区 | 町田市、相模原市 |
| 127 | 110 し尿処理施設と下水道の接続について | 東北地区 | 仙南地域広域行政事務組合 |
| 128 | 111 放射性廃棄物に関する法整備と処理方法の確立について | 中国・四国地区 | 鳥取市 |
| 129 | 112 土砂等の適正管理について | 近畿地区 | 神戸市 |
| 130 | 113 廃棄物発電事業の安定性確保に向けた小売電気事業者登録制度の充実について | 関東地区 | 横浜市、相模原市 |
| 131 | 114 溶融スラグの利用促進について | 関東地区 | 宇都宮市、川越市、川口市、西秋川衛生組合、東京二十三区清掃一部事務組合、相模原市、甲府市 |
| 132 | 115 溶融スラグの利用促進等について | 北陸東海地区 | 上伊那広域連合 |
| 133 | 116 溶融スラグの利用促進等について | 北陸東海地区 | 長野広域連合 |
| 134 | 117 ガラス製廃棄物のリサイクルについて | 近畿地区 | 岸和田市、貝塚市、岸和田市貝塚市清掃施設組合 |
| 135 | 118 一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準に関する要望について | 近畿地区 | 尼崎市、西宮市、宝塚市、和歌山市 |
| 136 | 119 廃棄物の収集運搬業務委託に係る手数料徴収事務の円滑な推進について | 関東地区 | 前橋市、鎌ヶ谷市 |
| 137 | 120 安定型最終処分場の見直しについて | 中国・四国地区 | 岡山市 |
| 138 | 121 産業廃棄物処理施設の集中について | 関東地区 | 那須塩原市 |
| (東日本大震災関連) | | | |
| 139 | 122 指定廃棄物の処理について | 東北地区 | 郡山市 |
| 140 | 123 放射性物質汚染対処特別措置法に基づく指定廃棄物等の処理の促進について | 東北地区 | いわき市 |
| 141 | 124 一時保管飛灰の排出・処分について | 東北地区 | 東北地区協議会（相馬方部衛生組合） |
| 142 | 125 原子力発電所の事故に伴う最終処分場の容量減少への措置について | 関東地区 | 千葉市 |
| 143 | 126 放射性物質を含む水路・側溝清掃の川ざらい土砂の処分について | 東北地区 | 会津若松地方広域市町村圏整備組合 |
| 144 | 127 放射性物質汚染対処特措法に基づく「特定一般廃棄物」埋立基準の変更について | 関東地区 | 宇都宮市 |
| 145 | 128 新たに建設する「一般廃棄物焼却施設」の放射性物質汚染対処特措法適用除外について | 関東地区 | 宇都宮市 |
| 146 | 129 焼却灰処理費用の損害賠償について | 関東地区 | 横須賀市 |

要望事項：循環型社会形成推進交付金等の財政措置について

協議会名：北海道地区協議会

提案会員：札幌市

提案理由

一般廃棄物の処理は、廃棄物処理法に基づき市町村の責務で行っているが、廃棄物処理施設の建設、改修、解体等に膨大な費用を要するなど財政負担が大きく、循環型社会形成推進交付金等の財政措置が不可欠なものである。

しかしながら、ダイオキシン類対策のために集中的に整備された一般廃棄物処理施設の多くが老朽化の進行により全国的に更新時期を迎えており、交付金の要望額は今後膨らむことが想定され、交付金が満額交付されないことが危惧される。

については、廃棄物処理施設整備計画に掲げられた事業の円滑な実施のため、当初内示において交付限度額の満額が交付されるよう、適切な予算措置を行うとともに、交付額が交付限度額の満額に満たない場合は、その不足分を補填する財政措置を講ずるよう要望する。

要望事項：循環型社会形成推進交付金要望額の全額交付について

協議会名：北海道地区協議会

提案会員：稚内市

提案理由

当市では、循環型社会形成推進交付金を活用し、平成30年度からリサイクルセンターの整備事業に着手しており、平成30年度は基本設計、平成31年度以降は実施設計及び施設整備工事を行い、平成34年度の供用開始を目指しております。

施設整備には複数年度にわたって多額の費用が必要となることから、継続的かつ安定的な交付金による財政措置が不可欠であり、要望額どおり交付されない場合には、計画的な施設整備が困難となります。

つきましては、計画的な施設整備を推進するためにも、循環型社会形成推進交付金について必要な予算が確保され、要望額の全額を交付することを要望いたします。

要望事項：循環型社会形成推進交付金の満額交付について

協議会名：北海道地区協議会

提案会員：西いぶり広域連合

提案理由

当広域連合では、中間処理施設の整備事業を計画しており、平成30年度から基本計画等を進め、平成33年度から着工する予定である。また、整備事業の財源については循環型社会形成推進交付金を活用することを前提としている。

北海道地区では、当広域連合の施設整備事業と同時期に他自治体の施設更新や長寿命化の整備が集中する見込みであり、北海道からは近年平均を大きく上回る交付要望が予想され、交付金の北海道への配分状況から考えると満額交付は非常に厳しい状況であると伺っている。

整備事業計画は、交付金が要望額通りに交付されると想定して進めており、要望額を大きく下回ると構成各市町にとっては想定外の負担増となり、各市町の財政状況に大きな影響を与え、事業を計画通りに進めることが困難となる。

ついては、整備事業を計画通りに実施できるように循環型社会形成推進交付金が満額交付されることを要望する。

また、北海道地区では循環型社会形成推進交付金は国土交通省所管の北海道開発予算として計上されており、所管する省庁によって交付状況に差がないように併せて要望する。

要望事項：循環型社会形成推進交付金等の財政措置について

協議会名：北海道地区協議会

提案会員：釧路広域連合

提案理由

循環型社会形成推進交付金等の財政措置は、自治体が推進する一般廃棄物処理施設等の整備に不可欠なものである。

特にダイオキシン類対策のために緊急かつ集中的に整備された一般廃棄物処理施設の多くは老朽化が進み、全国的に更新時期を迎えている状況にある。

このため、一般廃棄物処理施設の長寿命化・延命化につながる、基幹的設備改良事業が計画的に実施できるよう、国において安定的かつ継続的な財政措置を講じるよう要望する。

要望事項：循環型社会形成推進交付金制度の拡充について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：仙台市

提案理由

一般廃棄物処理施設（焼却）を新たに整備する場合、施設規模の算定については循環型社会形成推進交付金交付要綱では明確な規定がないことから、廃止された過去の通知「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要領の取扱いについて（平成 15 年 12 月 15 日環廃対発第 031215002 号）」に準じるものと考えられる。

この通知の方法では、二つの施設を数年ごとに順次建替える場合、現有施設の整備時点よりごみ量が減少している状況では、一つ目の施設については建替え前に比べ施設規模が著しく縮小し、二つ目の施設については建替え前と同等程度の施設規模と算定され、施設間の処理能力がアンバランスになることがある。故障や大規模災害による施設の停止リスクを考慮し、バランスのとれた処理能力を有する施設を分散化させることが望ましいため、二つの施設の処理能力を同等程度としたいが、一つ目の施設について計画ごみ量を超過した処理能力分は交付金の対象外と判断された場合、自治体の負担となってしまう。

ごみ減量・リサイクルの推進や、人口減少に伴いごみ量の減少が進む状況の中、このような事例は、今後、複数の処理施設を有する自治体等で発生することが考えられる。

については、安定的かつ継続的なごみ処理を確保する観点から、長期的な施設整備計画等に基づいて整備する場合は、一時的に計画ごみ量を超過した処理能力分についても交付金制度の対象とする等、柔軟な対応や制度の拡充に向けて検討を講じるよう要望する。

要望事項：循環型社会形成推進交付金の予算確保及び制度拡充について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：山形広域環境事務組合

提案理由

廃棄物処理施設は、市民生活に直結した必要不可欠な施設であり、循環型社会を形成するための施設整備を計画的に実施できるよう、循環型社会形成推進交付金の十分な予算を確保することが必要である。

現在、当組合では平成32年度の完成を目指し、山形市内のエネルギー回収施設整備を進めしており、また平成31年度からは、新たに、し尿処理施設の大規模改修事業も予定している。今後、交付金が満額配分とならなかつた場合、計画的な施設整備に支障を来たす恐れがあり、構成市町に大きな財政負担を強いることになるため、必要な財源の確保を強く要望する。

併せて、交付率についても1/3から1/2へ拡充するよう要望する。

また、循環型社会形成立交付金の対象は、施設の解体に合わせた新たな廃棄物処理施設の整備を伴う場合に限定されている。全国の情勢を鑑み、廃棄物処理施設解体のみの事業にまで対象を拡大し、十分な財政措置を講じるよう要望する。

要望事項：廃棄物処理施設整備に係る財政支援について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：福島市

提案理由

廃棄物処理施設の整備は、複数年度にわたる事業期間と多額の事業費が必要となるため、自治体においては厳しい財政状況のもと循環型社会形成推進交付金を財源とした財政計画に基づき事業を進めている。

廃棄物処理施設は市民の日常生活と密接な関わりを持つものであり、要望した交付金が得られない場合には、整備計画による事業が実施できなくなり、市民生活に多大な影響を及ぼすことになる。

については、廃棄物処理施設整備事業が計画的に実施できるよう、地域計画に計上された交付金を事業完了までの間、確実に財政措置を講ずること。

また、廃棄物処理施設を設置するにあたり一体として整備が必要となる建屋部分（管理棟、水処理施設など）に関しても交付対象となるように財政措置を講ずることを要望する。

要望事項：廃棄物処理施設整備に係る財政措置について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：郡山市

提案理由

廃棄物処理施設の整備には、その特性上複数年度にわたる事業期間と多額の事業費が必要となるため、循環型社会形成推進交付金制度を活用し、その交付金収入を財源とした財政計画に基づき事業を進めている。仮に見込んだ交付金が得られない場合には事業を実施できなくなる恐れもあり、市民生活に多大な影響を及ぼすことになる。

については、施設整備事業が計画的かつ確実に実施できるよう、要望に見合う交付金を満額確保できるよう財政措置を講じること。

要望事項：循環型社会形成推進交付金の要望額等の確保について

協議会名：関東地区協議会

提案会員：さしま環境管理事務組合、足利市、高崎市、伊勢崎市、館林衛生施設組合、川口市、所沢市、ふじみ野市、久喜市、東埼玉資源環境組合、千葉市、市川市、八王子市、立川市、町田市、小金井市、日野市、国分寺市、東京二十三区清掃一部事務組合、浅川清流環境組合、横浜市、相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、厚木愛甲環境施設組合

提案理由

平成31年度の全国各市町村からの要望額は昨年度同様に1000億円を超えると聞いているが、環境省における循環型社会形成推進交付金等の平成31年度要求額は約736億円であり、大きく乖離している。

今後は市町村及び一部事務組合が整備する一般廃棄物処理施設の老朽化が進み、更新需要のピークを迎えることから、このままでは施設整備に係る要望額と予算額との差が拡大していくことも考えられる。内示額の不足は、困難な調整を経てようやく準備の整った施設の整備や、老朽化した処理施設の更新及び延命化に係るスケジュールを遅らせ、新たな地元との調整や計画の変更等を迫られるだけでなく、事業実施が不可能となる恐れもある。

今後も持続可能な循環型社会の形成を図るため、循環型社会形成推進交付金等の要望額については、年度当初において確実に満額が確保されることを要望する。

要望事項：循環型社会形成推進交付金の確保について

廃棄物処理施設の整備を計画的に進めるため、要望額どおりに交付金を交付できるよう、確実に予算を確保されたい。特に、既に契約を締結して整備を進めている事業については、重点的に交付配分を行うこと。

協議会名：北陸東海地区協議会

提案会員名：金沢市

提案理由

廃棄物処理施設の整備は、事業期間が複数年度にわたり、多額の事業費がかかるため、市町村財政に過度の負担とならないよう計画的に整備を進めるとともに、市民・事業者との協働によるごみの減量・資源化施策に積極的に取り組み、施設のコンパクト化や延命化を図っているところである。

交付金が要望どおりに交付されず、工期延期や事業規模の縮小等、計画を見直しせざるを得なくなった場合、市民の理解が得られず、廃棄物処理に重大な影響を及ぼすことが懸念されることから、交付金を要望どおり交付できるよう要望するものである。

要望事項：循環型社会形成推進交付金の確実な措置について

市町村の一般廃棄物処理施設整備事業に対する国の財政支援策である循環型社会形成推進交付金制度について、市町村からの交付要望額の満額が当初から支給されること。

協議会名：北陸東海地区協議会

提案会員：岐阜市

提案理由

ごみを適正かつ迅速に処理することは、快適な市民生活を確保するための重要な責務であり、当市としても、ごみの安定的かつ適正な処理を推進するため、一般廃棄物処理施設の整備を進めている。

一方で、市町村の一般廃棄物処理施設整備事業に対する国の財政支援策である循環型社会形成推進交付金は、平成25年度以降の当初内示では、一般廃棄物処理施設整備事業については要望額の満額が認められず、その後の国の補正予算等において不足分が充当されたものの、市町村の事業計画及び予算見直しが必要となっている。

平成31年度についても、循環型社会形成推進交付金事業費は市町村要望額を下回ることが予想され、要望に対して満額の内示が行われないことが想定される。

このままでは、一般廃棄物処理施設の計画的な整備及び財政運営に支障をきたすことから、循環型社会形成推進交付金について当初内示から要望額の満額が支給されるよう、予算を確保することを要望するものである。

要望事項：循環型社会形成推進交付金の財源確保及び制度の継続について

循環型社会形成推進交付金の交付対象事業「エネルギー回収型廃棄物処理施設」に係る交付率 $1/2$ の嵩上げ措置について、必要な財源を確保し、制度を継続すること。

協議会名：北陸東海地区協議会

提案会員：岐阜市

提案理由

循環型社会形成推進交付金の交付対象事業「エネルギー回収型廃棄物処理施設」は、高効率エネルギー回収及び災害廃棄物処理体制の強化を目的として、平成26年度から新設された事業であり、その目的達成に必要な設備に対して、交付率を $1/2$ に嵩上げする措置がされている（嵩上げ対象外の設備は交付率 $1/3$ ）。

しかし、本嵩上げ措置は平成26年度から平成30年度までの時限措置とされている。

ごみを適正かつ迅速に処理することは、自治体の重要な責務であるが、既存ごみ焼却施設の老朽化等により、今後新たにエネルギー回収型廃棄物処理施設の整備を実施する自治体にとって、本嵩上げ措置が廃止もしくは変更された場合、計画的な整備及び財政運営に支障をきたすこととなる。

以上のことから、本嵩上げ措置に係る必要な財源を確保し、今後も制度を継続することを要望するものである。

要望事項：廃棄物処理施設整備に対する循環型社会形成推進交付金制度に関する国への要望について

- (1) 廃棄物処理施設整備事業における交付率の引き上げなど、制度の拡充を図られたい。
〔京田辺市、城南衛生管理組合、枚方市、大阪市八尾市松原市環境施設組合、姫路市、宝塚市、奈良市〕
- (2) 廃棄物処理施設の解体に関する交付金制度について、交付対象範囲を拡充されたい。
〔京田辺市、城南衛生管理組合、大阪市、岸和田市、貝塚市、守口市、枚方市、寝屋川市、四條畷市交野市清掃施設組合、岸和田市貝塚市清掃施設組合、尼崎市、西宮市、宝塚市、川西市、奈良市、桜井市〕
- (3) 廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する交付金制度について、本来の交付額が確保されるよう財政措置を講じられたい。
〔京都市、寝屋川市〕
- (4) 基幹的施設の機能回復及び余熱利用施設等にも交付対象を拡大されたい。
〔枚方市、泉南清掃事務組合、大阪市八尾市松原市環境施設組合〕
- (5) 適正価格算定基準を策定されたい。
〔大津市〕
- (6) 廃棄物焼却施設で、環境基準よりも高い水準で排ガスなどの処理をしている施設や、発電効率が高い施設に対しては、補助金等の財政支援制度を講じられたい。
〔枚方市、岸和田市貝塚市清掃施設組合〕
- (7) 最終処分場における浸出水処理設備の増強に関する交付金を拡充されたい。
〔城南衛生管理組合〕
- (8) ごみ中継施設の施設整備及び更新事業を交付対象に含まれたい。
〔城南衛生管理組合〕
- (9) 廃棄物処理施設整備等に対する交付金制度について、制度改革等が行われた場合において、事業着手後の交付額が確保されるよう財政措置を講じられたい。
〔奈良市〕
- (10) 净化槽設置整備事業に関して、汚水処理未普及解消につながらない新築家屋への合併浄化槽設置及び合併浄化槽の更新について、補助対象とされたい。
〔姫路市〕

協議会名：近畿地区協議会

提案理由

- (1) 廃棄物処理施設の整備には、公害防止施設だけでなく、建設に伴う用地費、土地造成費、余熱利用施設、周辺整備（搬入道路整備など）、処理施設と一体と考えるべき施設等、また、ごみ収集に係る事務所機能を有する施設などに多額の費用を要し、自治体にとって大きな財政負担となっている。循環型社会形成推進交付金制度において、交付率の引き上げや交付対象範囲の拡充により、廃棄物処理施設の整備が円滑に推進できるよう強く要望するとともに、交付金額についても、所要額（交付対象事業費×交付率）どおり交付されることを強く要望する。また、一般廃棄物の広域処理を推進するため、共同処理施設に対する特段の財政支援の創設を要望する。

- (2) 循環型社会形成推進交付金制度では、廃棄物処理施設の解体工事に対し、交付対象範囲が「解体跡地に廃棄物処理施設を一体的に整備する場合」に限定した制度となっている。しかし、処理施設を確保する必要性などから、新施設建設後に旧施設を解体するなど、交付要件にあてはまらない方法で解体せざるを得ない場合がある。このような場合でも自治体の負担が過大とならないよう、解体跡地以外に新施設を建設する場合や、新施設建設後に解体工事を行う場合、解体後に廃棄物処理施設の附帯及び関連施設の整備を行う場合、ごみの減量や広域処理化に伴い廃止した焼却施設の解体工事を行なう場合についても交付対象とするなど、循環型社会形成推進交付金の対象範囲を拡充し、廃棄物処理施設の整備を円滑に推進することを強く要望する。また、ダイオキシン類の飛散や作業員の暴露防止対策には膨大な費用を要するため、財政的な問題から解体処理が進まない現状にあり、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない解体工事など全ての廃棄物処理施設の解体工事について、循環型社会形成推進交付金の対象とするなど新たな財政措置を要望する。
- (3) 市町村における廃棄物処理施設は重要な都市基盤であり、その整備には、多額の費用を要することから、循環型社会形成推進交付金を充当財源として財政計画に基づき事業を進めているが、近年は、循環型社会形成推進交付金の内示に関して、自治体の要望を大きく下回ることや、事業着手後においても減額されるなど、厳しい状況が続いている。
- ついては、施設整備事業が計画的に実施できるよう、要望に見合う交付金を満額確保できるよう財政措置をお願いする。
- (4) 廃棄物処理施設整備費国庫補助制度では、平成10年度から、基幹的施設の機能回復が補助対象から外されたが、基幹的施設の機能回復を計画的・効果的に行なうことは、廃棄物処理施設の長寿命化・延命化につながる。また、廃棄物処理施設の立地を円滑に推進するには、施設周辺に余熱利用施設等を建設することが有効である。以上のことから、循環型社会形成推進交付金制度において交付対象をさらに拡大されるよう強く要望する。
- (5) 廃棄物処理施設には、一定基準の品質を求めることが必要であるが、20～30年間に一度の施設更新において技術力や社会情勢対応など、行政職員のみでは品質確認・履行確認に相当な労力を要する。現在、設計にあたっては標準業務・積算基準がない反面、循環型社会形成推進交付金交付取扱要領においては間接費のみが定められていることから、多業種の積算基準の準用について苦慮している状況である。
- このような状況のもと、計画支援事業として専門技術者の関与が重要であるが、近年ダンピングによる品質低下を危惧しており、適正価格での発注・適正な仕様が不可欠であると考える。
- また、工事等においても、公平性・透明性を高め、質の高い施設整備を経済的に行なうため、適正価格での発注・適正な仕様が不可欠であると考える。更には会計検査院実地調査において、交付対象内外の根拠、過大・過小設計について説明が求められていることから、一定の判断基準は必要と考える。
- これらのことから、標準仕様・積算基準の策定を望む。
- (6) 近年、我が国の近隣諸国を始めとする地球規模での環境破壊が、取り沙汰されている中で、ごみ焼却により発生する排ガス処理基準を環境基準値よりも大幅に上回る自主管理基準の設定や、高効率発電に取り組んでいる施設に対しては、補助金等による財政支援制度を検討されたい。
- (7) 最終処分場の維持管理については、早期安定化を基本に努めているが、埋立処分終了以降長期に維持管理を行っているにもかかわらず廃止の展望がままならない状態となっている市町村が見受けられる。
- 最終処分場の維持管理項目のうち浸出水処理に関する部門においては、近年の全

国的な集中豪雨の発生に伴い、従来の最終処分場計画・設計要領による浸出水処理設備等の処理能力が不足し、浸出水の量・性状の管理に苦慮する事態となっていることに加え、長期使用による老朽化した設備の改良・更新の時期をむかえている。このため、浸出水処理設備の増強や更新事業を円滑に推進できるよう、循環型社会形成推進交付金の拡充を要望する。

- (8) 廃棄物処理施設整備計画では、広域的な視野に立った廃棄物処理システムの改善という考え方方が示されている。

広域的な視野でごみ中継施設の整備を行うことは、安定的かつ効率的な廃棄物処理システムを構築でき、環境負荷の低減、低炭素社会の構築等に資する面もある。

このため、現在、ごみ中継施設を整備する場合、一定の条件の下で交付対象となっているが、広域処理を進め、中継施設を整備したのち、既存の中継施設が老朽化や処理状況の変化等によって必要となる更新事業や機能拡充事業等についても交付対象とすることを要望する。

- (9) 市町村における廃棄物処理施設は重要な都市基盤であり、その整備には、多額の費用を要することから、循環型社会形成推進交付金を充当財源として財政計画に基づき事業を進めており、制度改正等が行われた場合、事業着手後に交付金が減額されることのないよう財政措置を要望する。

- (10) 循環型社会形成推進交付金における浄化槽設置整備事業に関して、平成31年度より既存の汚水処理未普及解消につながらない新築家屋の合併浄化槽設置や既設合併処理浄化槽の更新・改築について、災害時を除き補助対象外となる。

しかしながら、更新時期を迎えている老朽化した既設浄化槽も多く、浄化槽が安定的に機能し、継続的に整備が進むよう、汚水処理未普及解消につながらない新築家屋への合併浄化槽設置及び合併浄化槽の更新・改築に対しても補助対象とされることを要望する。

要望事項：循環型社会形成推進交付金等の予算の確保について

協議会名：中国・四国地区協議会

提案会員：出雲市

提案理由

廃棄物処理施設の整備には、建設コストの増大に伴い複数年度にわたって多額の費用を要し、大きな財政負担となっていることから、施設整備を計画どおり実施するため、循環型社会形成推進交付金等を後退させることなく、年度当初に必要額を確保するよう要望する。

要望事項：循環型社会形成推進交付金の交付率維持及び必要額の確保について

交付対象事業として採択されている事業について、事業完了まで交付率を維持すること。また、交付金の必要額を満額確保すること。

協議会名：九州地区協議会

提案会員：北九州市、長崎市

提案理由

新規また継続中の交付対象事業の交付金を満額受領できなければ、市の予算が厳しい中で単独事業費が増加し、事業を計画通りに進めることができなくなり、ひいては住民サービス等に影響を及ぼすおそれがあるため。

要望事項：循環型社会形成推進交付金の拡充について

循環型社会形成推進交付金制度を拡充し、一般廃棄物の広域処理を推進するための、焼却工場、選別施設、圧縮中継施設等の施設整備（解体含む。）に対する財政的支援を行うこと。

協議会名：九州地区協議会

提案会員：北九州市

提案理由

国が策定した廃棄物処理施設整備計画では、持続可能な適正処理の確保に向けた施設整備という考え方方が示されている。

今後、廃棄物焼却施設が老朽化するなど、多くの地域で施設更新を含む廃棄物処理システムの見直しが必要となる一方で、人口減少が進行し、行政コスト削減の必要性が高まる状況においては、廃棄物処理施設の整備・維持のさらなる困難化が見込まれる。

また、処理の広域化により、高規格の施設で集約的・効率的な廃棄物発電を行うことで低炭素社会の構築に資する面もある。

このような状況を踏まえ、広域的な視野で、安定的かつ効率的な廃棄物処理システムの構築を進めていくため、この方向性を推進する施設整備に対する財政支援が必要と考えるため。

要望事項：一般廃棄物最終処分場の浸出水処理施設の更新に係る財政支援について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：青森市

提案理由

本市の一般廃棄物最終処分場は、昭和 58 年の設置から 36 年が経過しているが、資源の再利用やごみの減量化の取組などにより、当初の埋立計画期間を大幅に超過するとともに、今後も長期間にわたり埋立処分が可能な状態となっている。

一方で、当該最終処分場に付帯する浸出水処理施設については、老朽化により施設の処理能力が低下しており、今後も見据え、抜本的な対策が必要な時期を迎えている。

循環型社会形成推進交付金制度 Q & A によれば、「最終処分場の浸出液処理設備等の更新については、最終処分場の増設に係る事業（最終処分場の処理能力増強に伴うもの、最終処分場再生事業に係るもの）に伴って行う場合のみ、交付対象となる。」とされており、本市のような場合は、事業の対象にならないこととなっている。

このことから、将来にわたる最終処分場の安定的な運営に資するため、最終処分場の処理能力の増強を伴わない場合でも、浸出水処理施設の更新に係る費用を当該交付金の対象とするなど、国の財政支援を要望する。

要望事項：一般廃棄物最終処分場浸出液処理施設の更新に係る財政支援について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：弘前市

提案理由

循環型社会形成推進交付金交付取扱要領によると、最終処分場（埋立区画）の新設、または処理能力（埋立容量）の増大を伴うものでなければ、浸出液処理施設の設備更新に対する交付措置は認められていない。

しかしながら、当市では資源の再利用及び廃棄物減量に係る事業推進の結果、当初の埋立計画期間を大幅に超過しており、付帯する浸出液処理施設も想定していた供用期間を超過した状態で使用しているため、経年劣化に伴う多額の修繕費用の支出を余儀なくされている。

については、補助金適化法上の財産処分制限期間超過後においては、当該設備の更新に係る費用への交付措置を認めるなど、弾力的な国の財政支援を要望する。

要望事項：一般廃棄物最終処分場の閉鎖整備及び廃止に対する財政支援について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：大仙市

提案理由

埋立処分が終了した一般廃棄物最終処分場は、埋め立てられた廃棄物が安定化し、浸出水や埋立ガスに対する処理などの日常的な維持管理を行わなくてもよい状態になった後に廃止することになる。

しかしながら、安定化までには長期の時間を要することから、市町村合併により複数の埋立処分の終了した最終処分場を管理する市町村にあっては、最終処分場の維持管理費用の増加が課題となっており、このままでは維持管理に支障が生じる状態となっている。

については、早期の廃止が実現できるよう、公共施設等の除却に係る地方債を拡充するよう要望する。

◎具体的な要望事項

地方財政法第33条の5の8の公共施設等の除却に係る地方債について、一般廃棄物最終処分場の閉鎖整備及び廃止モニタリング費用を対象とすること。

要望事項：循環型社会形成推進交付金制度の拡充について

協議会名：関東地区協議会

提案会員：水戸市、日立市、北茨城市、さしま環境管理事務組合、足利市、高崎市、館林衛生施設組合、川越市、所沢市、久喜市、千葉市、船橋市、水戸市、松戸市、習志野市、鎌ヶ谷市、印西地区環境整備事業組合、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合、八王子市、立川市、三鷹市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、日野市、東村山市、国分寺市、多摩市、ふじみ衛生組合、多摩ニュータウン環境組合、東京二十三区清掃一部事務組合、浅川清流環境組合、横浜市、横須賀市、逗子市、相模原市、平塚市、小田原市、高座清掃施設組合、厚木愛甲環境施設組合、甲府市、富士吉田市

提案理由

ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドラインに基づき策定された「ごみ処理の広域化計画」を受けて、各自治体においては他の自治体と共同でごみ処理の広域化を進めている。

広域化のためには、焼却施設を新たに整備するとともに、老朽化した既存施設を解体することとなるが、解体には多額の財政支出を要するため大きな負担となっている。

この廃焼却施設の解体については、循環型社会形成推進交付金制度を活用できるが、これは、廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する場合にのみに限定されているため、財政的な問題から早期に着手することが困難となっているところである。

のことから、すべての廃棄物施設の解体や関連する対策工事についても交付金の対象とすることを要望する。

また、循環型社会形成推進交付金制度における高効率ごみ発電施設への交付金については、平成25年度までの時限措置とされている。しかし、東日本大震災以降、電力確保の必要性から再生可能エネルギーの活用は喫緊の課題であり、その一端を担うごみ発電施設の整備は、確実に重要性を増している。この観点から、従前より交付対象部分の拡大等に配慮した新たな高効率ごみ発電に対する交付メニューの策定を要望する。

また、ごみ焼却熱の利用においては、熱供給を行ったうえでさらに発電を行えば、総合的な熱利用効率は高くなる。

このため、ごみ焼却熱の利用をさらに効果的かつ総合的に行う観点から、上記の新たな高効率ごみ発電の交付メニューにおいては、ごみ焼却熱供給事業に配慮された内容とするよう要望する。

また、廃棄物処理施設の長寿命化を図る基幹改良事業については、現在、循環型社会形成推進交付金制度等の対象となっているが、これは基幹改良に伴い一定以上の二酸化炭素の排出が削減される場合であり、また交付対象となる設備・機器は、二酸化炭素の排出削減に寄与するものにのみ限定されている。

しかしながら、市町村の厳しい財政状況の中、廃棄物処理施設についても、効率的なストック管理が行われることが、結果として費用対効果を高め、総合的に施設の長寿命化及び地球温暖化対策の推進に繋がると考えられることから、地域の実情を踏まえた柔軟な対応ができるよう、二酸化炭素削減を伴わない基幹改良事業についても、循環型社会形成推進交付金制度の対象とすることを要望する。

また、廃棄物処理施設の長寿命化を図る基幹改良事業に含まれない主要設備（中央監視制御装置など）の補修・更新についても、廃棄物処理施設の安定稼動には必要不可欠であり、多額の財政支出を要するため、循環型社会形成推進交付金制度の対象とすることを要望する。

マテリアルリサイクル推進施設への交付金については、新設、増設が要件となるが、廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業と同様に、今後、マテリアルリサイクル推進施設でも基幹的設備の改良が必要となり、多額の財政支出を要するため、循環型社会形成推進交付金制度の対象とすることを要望する。

また、メタンガス化施設の整備事業は、前処理設備及びバイオガス利用設備等を含めた施設全体が交付対象となっているが、既存し尿処理施設を利活用する取り組みとして、し尿処理施設で受けたし尿を隣接する下水処理場のメタンガス化施設へ下水汚泥と混合消化を行えるよう、メタンガス化施設の前処理施設へ改造することが挙げられるため、し尿施設を有効利用し消化ガス発電事業の増進を促す為に必要な前処理設備を持った施設とする整備もバイオマスの有効利用に役立つと考える。

このため、メタンガス化施設全体に限らず、し尿処理施設をその前処理施設として整備する事業についても補助対象とするよう要件の緩和を要望する。

さらに、埋立てが終了した一般廃棄物最終処分場は、埋め立てられた廃棄物が安定化するまでの間、長期間にわたる維持管理が必要となり、複数の最終処分場を管理する市町村にあっては、汚水処理施設の補修・更新に多額の財政支出を要することとなる。そのため、最終処分場汚水処理施設単独の補修・更新についても、交付金の対象とすることを要望する。

また、大規模災害発生時における災害廃棄物の円滑・迅速な処理に向けた平時からの備えとして、災害廃棄物を保管するためのストックヤードの整備は重要な課題となっており、円滑・迅速な処理の観点から、ごみ中間処理施設の敷地の一部にストックヤードを整備することが考えられるが、そのための用地の確保及び整備に当たっては、多額の財政支出を要するため、循環型社会形成推進交付金制度の対象とすることを要望する。

要望事項：循環型社会形成推進交付金にかかる交付対象の拡充について

廃棄物処理施設の耐用年数経過に伴う大規模改修の必要性が見込まれる中、既存施設の有効活用による安定的な廃棄物処理体制を確保するため、延命化計画等に基づく大規模改修を交付対象とするよう交付要件の拡充を行うこと。

協議会名：北陸東海地区協議会

提案会員名：金沢市

提案理由

現在、施設の基幹的改良にかかる交付要件は、二酸化炭素排出量の削減や災害廃棄物の受入れに必要な改良であることとなっており、地球温暖化対策や災害廃棄物処理体制強化を推進する政策的手法となっている。

しかし、厳しい財政状況の中、施設の更新整備には多額の事業費を要することから、既存施設の効果的な活用が求められており、ストックマネジメントの観点から大規模改修の必要性が高まっている。

また、現制度下では、当初から二酸化炭素排出量を抑制した施設である場合、交付対象となる改良が困難になるという問題がある。

以上のことから、廃棄物処理の安定性確保を目的とし、延命化計画等に基づく大規模改修について交付対象とするよう要望するものである。

要望事項：循環型社会形成推進交付金制度の拡充について

交付対象事業の「改良・改造に係る事業」に掲げる「廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業」に「最終処分場の浸出水処理施設」を追加すること。

協議会名：北陸東海地区協議会

提案会員：豊橋市

提案理由

循環型社会形成推進交付金では、最終処分場の新設または埋立区画の増設を伴う場合のみを交付対象としており、現状維持のための浸出水処理施設の再整備（改良、改造及び更新）及びその前段である長寿命化計画の策定は交付対象となっていない。

最終処分場の新規設置は用地確保等の面で厳しい状況にあり、現有する最終処分場の水処理機能の延命化及び安定化を図ることで廃棄物処分体制が確立できるものと考える。

以上のことから、交付対象を最終処分場の新設または埋立区画の増設に限らず、すべての浸出水処理施設の再整備（改良、改造及び更新）及び長寿命化計画策定を対象とするよう要望するものである。

要望事項：災害等廃棄物処理事業費補助金対象範囲の拡大について

協議会名：中国・四国地区協議会

提案会員：岡山市

提案理由

平成30年7月豪雨災害時には、「災害等廃棄物処理事業費補助金」の対象要件として、家屋が全壊又は半壊の損害を被り、市町村が解体の必要があると判断した場合は、その解体撤去費について「災害等廃棄物処理事業費補助金」の対象となったが、家屋が半壊に至らない状況でも、例えば、被災宅地危険度判定制度で危険宅地と判定されるなど、実質解体せざるを得ない状態であれば、「災害等廃棄物処理事業費補助金」の対象となるよう要件の緩和を要望する。

要望事項：循環型社会形成推進交付金の交付対象となる廃棄物処理施設解体工事費の範囲
拡大について

協議会名：北海道地区協議会

提案会員：札幌市

提案理由

循環型社会形成推進交付金制度において、交付対象となる解体事業は、廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業のみである。

しかしながら、各自治体においても循環型社会形成推進の施策を進めており、ごみの減量に伴い、廃棄物処理施設を新たに整備せずに焼却施設を廃止するケースも見込まれる。

については、廃棄物処理施設の解体のみの場合や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合も、解体及びそれに附帯する工事等について循環型社会形成推進交付金の交付対象とするよう要望する。

要望事項：跡地に新たな廃棄物処理施設の整備を伴わない廃焼却炉の解体費に関する循環型社会形成推進交付金対象事業の拡充について

協議会名：北海道地区協議会

提案会員：苫小牧市

提案理由

環境省循環型社会形成推進交付金では、跡地に廃棄物処理施設等を整備する場合のみ、廃焼却炉の解体費が交付対象となり、災害廃棄物集積場を整備する場合は交付対象となりません。

北海道胆振東部地震等、近年、全国的に自然災害が多発し、その都度、大量の災害廃棄物が発生している状況から、早期の災害廃棄物集積場の整備が必要であり、このような跡地利用方法を含めた制度の見直しについて要望します。

要望事項：一般廃棄物処理施設の解体に係る財政措置について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：青森市

提案理由

循環型社会形成推進交付金の交付対象となるのは、廃棄物処理施設の整備に伴う解体のみであり、解体単独では対象外となっている。

廃止施設を放置しておくと、風雨にさらされた構築物・建築物の崩壊・倒壊の危険性が増長され、地域住民の生活を脅かす可能性があることから、施設の解体は喫緊の課題となっているものの、一般財源で解体費用を全て賄うことは非常に厳しく、解体に着手できない状況となっている。

については、新たな廃棄物処理施設整備が伴わない解体工事についても、循環型社会形成推進交付金の対象とするなどの財政措置を要望する。

要望事項：し尿処理施設の解体に係る財政支援について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：弘前地区環境整備事務組合

提案理由

当事務組合では、し尿等希釀投入施設の建設等により、し尿処理施設を平成 28 年 3 月末で廃止したものであるが、廃止施設の解体については財政支援がなく、構成市町村の厳しい財政事情を考慮すると、新たに多額の負担を求めるることは困難な状況である。また、今後廃止施設を長期間にわたって放置することは、建築物の倒壊等の危険性などを考慮すると、早期に解体することが望まれるところである。

については、し尿処理施設の解体について市町村の厳しい財政事情等を考慮し、負担の軽減を図るよう財政支援を要望する。

要望事項：一般廃棄物処理施設の解体に係る財政措置について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：下北地域広域行政事務組合

提案理由

循環型社会形成推進交付金の交付対象となるのは、廃棄物処理施設の整備に伴う場合のみで、解体工事単独では対象外となっている。

廃棄物処理施設については、休止することはできない施設で、廃棄物処理施設が1箇所だけの場合、解体してから整備を行うのは非常に困難であり、適用するためには、ごみ処理に影響が出にくい資源化施設等を整備するしかない。また、平成9年5月28日に公布された「ごみ処理の広域化計画について」に基づいて集約化され、一箇所の廃棄物処理施設が受け持つ範囲が広がっていることも廃棄物処理施設が1箇所となった要因である。

廃棄物処理施設を放置しておくと、近年大型化している台風や自然災害が発生した際に、近隣住民への影響が著しいことから、廃棄物処理施設の解体は喫緊の課題となっている。

しかし、廃棄物処理施設の解体には多額の費用を要するが、一般財源のみで全てを賄うことは、財政基盤が脆弱な地方自治体には厳しいことから解体の目処が立っていない。

また、ごみ処理広域化に伴う廃止された廃棄物処理施設の解体についても、前述の理由により交付金の対象となっておらず、いまだ手つかずの箇所が多くある。

については、新たな廃棄物処理施設整備が伴わない解体工事についても、循環型社会形成推進交付金の交付対象とするよう要望する。また、ごみ処理広域化に伴って廃止された廃棄物処理施設については、建設時から相当の時間が経過しており、喫緊の対応が望まれることから、循環型社会形成推進交付金の交付対象とすることはもちろんのこと、交付割合の拡充を要望する。

要望事項：施設解体に対する財政措置について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：仙南地域広域行政事務組合

提案理由

一般廃棄物処理施設の解体は、安心・安全な住民生活の確保や公共用地の有効利用の面から、緊急の課題となっている。特にごみ処理施設については、平成9年5月28日に公布された「ごみ処理の広域化計画について」に基づいて集約化されたことにより、廃止せねばならなくなった施設もある。

しかし、施設解体には多額の費用を要するため、厳しい財政状況から、設置者が一般財源で費用を全て賄うことは困難な状況にある。

また、循環型社会形成交付金の対象は、施設の解体に合わせた新たな廃棄物処理施設の整備を伴う場合に限定されている。

については、施設の解体を推進するため新たな廃棄物処理施設の整備を伴わない解体工事について、十分な財政措置を講じるよう要望する。

要望事項：一般廃棄物処理施設の解体に係る財政支援について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：大仙市

提案理由

循環型社会形成推進交付金の交付対象となるのは、廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設の整備を行う場合に限られている。

廃止施設を放置しておくと、風雨にさらされた構築物・建築物の崩壊・倒壊の危険性が増長され、地域住民の生活を脅かす可能性があることから、速やかな解体が望まれるが、一般財源で解体費用を全て賄うことは非常に厳しく、解体に着手できないことが予想される。

ついては、新たな廃棄物処理施設整備が伴わない解体工事についても、循環型社会形成推進交付金の対象とするなどの財政支援を要望する。

要望事項：廃棄物処理施設整備事業等に対する財政支援について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：山形市

提案理由

廃棄物処理施設は、市町村における重要な都市基盤であり、施設整備にあたっては、国の「循環型社会形成推進交付金」を主要な財源として、長期の財政計画に基づき計画的に進める必要がある。

山形広域環境事務組合（構成市町：山形市、上山市、山辺町、中山町）が進めている当該事業に必要な交付金が確実に交付されなければ、事業が計画どおり進められないおそれがあり、同組合を構成する二市二町の財政負担にも大きな影響を与えることから、当該事業所要額に対する交付金を確実に交付されるよう要望する。

また、既存の廃棄物処理施設を解体する場合の交付金交付対象は、施設の解体後、同一地に建替える場合に限定されているが、廃棄物処理施設を移転整備した後の解体工事の場合についても交付対象とされるよう、制度の拡充を要望する。

併せて、交付率についても3分の1から2分の1へ拡充されるよう要望する。

要望事項：し尿処理施設解体費用に対する財政措置について

協議会名：関東地区協議会

提案会員：宇都宮市、前橋市、東埼玉資源環境組合

提案理由

循環型社会形成交付金の交付基準では、解体費用についてし尿処理施設は交付の対象外とされ、起債も不可とされている。

しかしながら、し尿処理施設においても建設時は地震対策などを踏まえ地中には多数の基礎杭を打ち込んでおり、その撤去には他施設同様に多額の費用が必要で、自治体においては大きな負担となっている。

し尿処理施設は地域内に市街化調整区域を含み、浄化槽汚泥の処理が発生する場合には必要不可欠な施設であり、地域住民の良好な環境維持や環境負荷の低減など循環型社会の形成に寄与している。

のことから、すべての廃棄物処理施設の解体事業について循環型交付金の対象とすることとともに解体において起債を行えるよう、要望する。

要望事項：廃止された焼却施設の解体工事に係る財政支援について

ごみ焼却施設の解体工事には、ダイオキシン類ばく露防止対策などに多額の経費を要するため、財政的な問題により早期実施が困難となっていることから、解体工事に対して十分な財政支援措置を講ずること。

協議会名：北陸東海地区協議会

提案会員：村上市

提案理由

ごみ焼却施設の解体工事は、ダイオキシン類ばく露防止対策など、多額の経費を要する特殊な工事である。

循環型社会形成推進交付金の対象は、ストックヤードなどの廃棄物処理施設を新たに設置する場合を除き、単に解体し更地（跡地利用のない）にする場合などは対象となっていない。

また、特別交付税による支援も平成 27 年度に廃止となっている。

廃止された焼却施設の解体を促進するため、跡地以外に新施設を整備する場合や跡地利用計画がなく解体して更地にする場合においても十分な財政支援を講ずるよう要望するものである。

要望事項：廃棄物処理施設の解体に係る循環型社会形成推進交付金の対象範囲の拡大について

循環型社会形成推進交付金の対象について、現行制度では廃焼却施設の跡地を利用した新たな廃棄物処理施設整備に限定しているが、地域住民の安全・安心を確保するなどの観点から、廃棄物処理施設の解体工事にもその範囲を拡大すること。

協議会名：北陸東海地区協議会

提案会員名：上越市

提案理由

循環型社会形成推進交付金では、廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する場合、当該廃焼却施設の解体事業費も対象としているが、廃焼却施設や廐し尿処理施設を単に解体するだけでは交付対象外となっている。このため、現下の厳しい財政環境の中では、解体できずに放置される事例が多くなっている。

使命の終了した廃棄物処理施設は、周辺環境及び景観・防犯上さらには、地域住民の安全・安心を確保する観点から、速やかな除却が必要であり、国におかれても廃棄物行政への国民の信頼を一層強固なものとし、循環型社会形成への理解を広げるためにも、廃棄物処理施設の単独解体であっても交付対象となるよう、対象範囲の拡大を要望する。

要望事項：廃止した廃棄物処理施設の解体に係る財政支援について

廃棄物処理施設の解体工事に対し、跡地の利用方法に係わらず循環型社会形成推進交付金の対象にするなど財政支援を行うこと。

協議会名：北陸東海地区協議会

提案会員：富士市

提案理由

廃棄物処理施設の解体は、ダイオキシン類の飛散対策、作業員のばく露防止対策や土壤汚染対策等に多額の費用を要し、廃棄物処理施設の解体のみの場合や跡地が廃棄物処理施設の整備を伴わない場合には、循環型社会形成推進交付金の対象とならないことから、解体工事に着手することができず、そのままの状態で残置されている事例が多くなっている。

施設の解体を推進し、資産の有効利用を図るため、廃棄物処理施設の解体後の跡地の利用状況に係わらず、すべての廃棄物処理施設の解体工事について交付金の対象とするなど財政支援を行うことを要望する。

要望事項：廃止した廃棄物処理施設の解体に係る財政支援について

国は資産の有効活用等のため、廃棄物処理施設の解体後の跡地の利用状況にかかわらず、すべての廃棄物処理施設の解体工事について交付金の対象にするなど財政支援を行うこと。

協議会名：北陸東海地区協議会

提案会員：名古屋市

提案理由

近年、ごみ処理の広域化やごみ量の減少に伴い、不要となった廃棄物処理施設を廃止する事例が全国的に増えている。

廃棄物処理施設の解体には、ダイオキシン類の飛散対策、作業員のばく露防止対策や土壤汚染対策等により高額な費用が必要であり、地方自治体の財政負担は大きくなる。現在は、廃焼却炉の跡地が廃棄物処理施設に利用される場合に限り、解体及びそれに付帯する工事等について循環型社会形成推進交付金の交付対象となることから地方自治体の財政負担が軽減された事例はあるものの、廃棄物処理施設を単に解体する場合や廃焼却炉の跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合は交付対象とならないため、解体工事に着手することができず、そのままの状態で残置されている事例が多くなっている。

以上のことから、資産の有効活用等のため、廃棄物処理施設の解体後の跡地の利用状況にかかわらず、すべての廃棄物処理施設の解体工事について交付金の対象にするなど財政支援を要望するものである。

要望事項：廃止した焼却施設等の解体工事にかかる財政支援について

協議会名：中国・四国地区協議会

提案会員：庄原市・高松市

提案理由

廃止した廃棄物処理施設の解体について、跡地に新施設などを建設することが循環型社会形成推進交付金対象の要件とされており、単純な解体撤去の場合においては、事業主体が全ての費用を賄う必要があるため、解体処理が進まない現状がある。

については、跡地利用の有無に関わらず全ての廃棄物処理施設の解体工事や関連する対策工事について、同交付金又はその他の交付金の交付対象とするほか、交付税措置のある起債の充当ができるようにするなど、地域の実情に立った財政支援制度の拡充を要望する。

要望事項：し尿等の前処理施設等整備に係る財政支援について

し尿等の下水処理施設での共同処理に際し、前処理施設や下水処理施設の改
良事業等は、支援の対象となっていない。

については、し尿等の前処理施設等を交付対象とすること。

協議会名：九州地区協議会

提案会員：長崎市

提案理由

し尿等の処理において、効率化等を鑑みた場合、共同処理は有効な方策の一つであり、
夾雑物の除去と希釀を行う前処理方式による下水道施設での共同処理は、関係施設の集約
化や効率化につながり、ひいては住民サービスの向上につながるものであるため

要望事項：解体工事に係る財政支援について

施設解体を促進するため、交付対象範囲を拡充するとともに、新たな施設整備を伴わない全ての廃棄物処理施設の解体工事について、循環型社会形成推進交付金の対象とするなど、新たな財政措置を講じること。

協議会名：九州地区協議会

提案会員：北九州市、長崎市、八代市、山鹿植木広域行政事務組合、鹿児島市

提案理由

廃棄物処理施設の解体は、安全・安心な市民生活の確保や公共用地の有効利用の面から、全国的に喫緊の課題となっているが、循環型社会形成推進交付金の対象は、新たな廃棄物処理施設整備を伴う解体に限定されていることから、対象とならない解体工事の場合、財政負担が大きく、解体処理が進まない結果、住民サービスや地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるため。

要望事項：し尿と下水道との共同処理について

- (1) し尿及び浄化槽汚泥の下水処理施設への投入を容易なものとし、安定処理が可能となるよう、法制度を含めた体制の整備を要望する。

[豊中市、寝屋川市、門真市、泉北環境整備施設組合、伊丹市、宝塚市]

- (2) 下水道に投入するし尿・浄化槽汚泥の前処理施設等に対する国庫支援措置の拡充について

[亀岡市、堺市、泉北環境整備施設組合、伊丹市、宝塚市]

協議会名：近畿地区協議会

提案理由

- (1) 下水道整備が普及する中、一般的に収集するし尿及び浄化槽汚泥の量は、年々減少傾向にあるが、完全になくなることはなく長期にわたり市町村等にて処理する必要がある。

この状況下で、老朽化したし尿処理施設を延命化し、処理している自治体も多く見受けられるが、当該施設の処理能力を大きく下回ったし尿及び浄化槽汚泥の処理は、下水処理施設へ投入することで効率的処理が図れるものと考えられる。

のことから、下水処理施設への投入を容易なものとし、安定処理が可能となるよう、法制度を含めた体制の整備を要望する。

- (2) 全国の市町村においては、し尿等を処理している衛生施設の老朽化による問題が顕著な状況にある。

また、下水道等整備の普及に伴い減少化しているし尿の処理については、公共下水との汚泥共同処理を推進するMIC事業による国庫支援措置が講じられているが、共同処理のために整備することが必要となるし尿等の前処理施設及び下水処理施設の改良事業に対しては、支援の対象となっていない。

そのため、市町村の厳しい財政状況に配慮され、既存の下水処理施設を効率的に活用することで、し尿等と下水を二元的に処理することに比べて地球温暖化防止の効果等も期待できることを考慮の上、国庫支援措置の対象に拡充いただくこと及び法制度を含めた体制の整備を要望する。

要望事項：循環型社会形成推進交付金の交付対象範囲の拡充について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：会津若松地方広域市町村圏整備組合

提案理由

圏域住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために、一般廃棄物の処理は欠かすことのできない行政サービスであり、それを担う一般廃棄物処理施設を整備して、安定かつ安全な廃棄物処理を確保することは極めて重要な課題である。

また、ごみ処理施設の整備には多大な財源が必要であるが、近年の整備費用の高騰は構成市町村の財政を相当に圧迫しているところであり、計画どおりの施設整備が困難となつている状況にある。

については、ごみ処理施設の整備に係る「循環型社会形成推進交付金」及び「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金」の制度を継続するとともに、地方負担の軽減を図るため「循環型社会形成推進交付金」に係る高効率エネルギー回収設備の補助率 $1/2$ の交付対象設備の範囲を大幅に広げることを要望する。

要望事項：循環型社会形成推進交付金の交付率を一律1／2とすることについて

協議会名：関東地区協議会

提案会員：さしま環境管理事務組合、足利市、高崎市、館林衛生施設組合、久喜市、立川市、町田市、小金井市、日野市、国分寺市、東京二十三区清掃一部事務組合、浅川清流環境組合、横浜市、小田原市、厚木愛甲環境施設組合

提案理由

現在の循環型社会形成推進交付金の交付率は、高効率ごみ発電施設等の一部の先進的な施設についてのみ1／2の交付率となり、それ以外の交付対象施設は1／3の交付率となっているが、市町村での財政面での負担割合が大きいため、施設整備等に使える財源が限られてしまっている。さらに、平成27年3月のマニュアル改訂により、1／2の交付率の対象事業の絞込みが行われた。また、平成27年4月の要綱改正により、基幹改良事業を実施するものについては、交付率1／2を廃止し、全て1／3となった。

今後、市町村は、一般廃棄物処理施設の更新需要の増大に伴い、財政事情はさらにひつ迫していくことが予想される。安定的な施設整備等が行えるように交付率を一律1／2とすることによって、市町村が財源を確保しやすい状況を作れるよう要望する。

要望事項：高効率エネルギー回収型廃棄物処理施設整備に係る交付率の引き上げについて

協議会名：中国・四国地区協議会

提案会員：出雲市・岡山市

提案理由

廃棄物処理施設は市民生活に必要不可欠なものであるが、その整備は発電・余熱利用施設整備だけでなく公害防止施設等多額の費用を要し、自治体にとって大きな財政負担となつている。

平成28年度からエネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業がエネルギー対策特別会計の対象事業となった際に、交付率2分の1である高効率エネルギー回収に係る設備の範囲が縮小されたため、廃棄物処理施設の整備等が円滑に行えるように交付率2分の1対象設備の範囲を拡充することを要望する。

要望事項：焼却灰の資源化に対する財政支援について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：盛岡市

提案理由

我が国においては、廃棄物等の発生抑制及びリサイクルの促進により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減されるよう、循環型社会の形成に向けて取り組んでいるところであるが、ごみの焼却により発生する焼却灰の多くは、最終処分場で埋立処分している状況にある。

近年、民間業者による焼却灰のセメント原料化等、最終処分場の延命化対策にも効果が期待される処理システムが構築されており、焼却灰の資源化に有効であると考えられるが、当該処理に係る財政負担が大きく、埋立処分をせざるを得ない自治体も多い。

また、ごみ処理の広域化に伴い、最終処分の方向性について検討する場合においても、処分場を新設する場合は、用地選定、住民合意等が容易ではないことから、残余容量に限りがある既存の最終処分場をどのように管理・運営するかが大きな課題となっている。

については、循環型社会形成の推進及び最終処分場の延命化の観点から、焼却灰を資源化可能な民間業者等へ委託し、処理する経費に対して、国の財政支援を要望する。

要望事項：最終処分場の確保と外部委託処理に対する財政的支援について

協議会名：関東地区協議会

提案会員：さしま環境管理事務組合、前橋市、船橋市、横須賀市

提案理由

わが国におけるごみの処理は、焼却により減量化した後、焼却残渣（焼却灰及び飛灰）を埋立処分する方法が中心であり、ごみの排出抑制やリサイクルを進めつつ、焼却残渣の資源化により、最終処分量の削減に努めているが、大幅な焼却残渣の削減は困難な状況である。

焼却残渣の資源化には、焼却炉と灰溶融炉を組み合わせた技術や、ごみを直接溶融スラグ化するガス化溶融技術が開発されている。また、近年は民間委託先においてセメント原料化や焼成、溶融固化する処理ルートも確立されつつあり、わが国における焼却残渣の処理フローにおいて一定の役割を占め、残渣のリサイクル率向上にも貢献している。

これらの民間委託先における残渣処理は、廃棄物の成分が熱エネルギーや土木資材等として有効にリサイクルされるので、枯渇性天然資源の消費抑制や二酸化炭素の排出抑制、最終処分場の延命という点からも、循環型社会の形成に大きく貢献している。

最終処分場や焼却残渣の溶融設備を整備する場合は、循環型社会形成推進交付金の対象として国の支援が受けられるが、民間処理委託については、現在、何の支援策も取られていない。地域の実情に応じて民間処理ルートを活用することは、最終処分量の削減や温室効果ガスの削減等による循環型社会の形成に貢献するものと思われる。

また、ごみの安定処理のためには、安定して搬出できる最終処分場が必要不可欠であるが、最終処分場の新たな確保は容易でなく、また、開設済みの最終処分場の残余年数も限られている。

については、国による広域的な最終処分場の確保及び焼却灰を外部の民間事業者等へ委託処理することについて、循環型社会形成の推進と最終処分場延命の観点から、国の財政的な支援を要望する。

要望事項：焼却灰の資源化に係る財政支援措置について

国は、廃棄物の焼却により発生する焼却灰や飛灰の資源化（セメント原料化、焼成など）に要する委託処理費に対して、財政支援措置を講ずること。

協議会名：北陸東海地区協議会

提案会員名：村上市

提案理由

ごみ焼却施設から発生する焼却灰や飛灰の処理は、これまで最終処分場で埋立処分をしてきたが、新たな最終処分場の建設には用地選定など困難な問題が多く、処分場の延命化が重要な課題となっている。

このため、近年は循環型社会形成への貢献も大きく期待できる民間事業者等での資源化（セメント原料化、焼成など）により最終処分場の延命化、リサイクル率の向上を図ってきているが、実施にあたっては、処理費や運搬費など多額の経費を要することから、これまでの最終処分場施設整備費のほか、これらの延命化に係る経費に対しても十分な財政支援措置を講ずるよう要望するものである。

要望事項：容器包装リサイクル法における事業者責任の強化等について

協議会名：関東地区協議会

提案会員：宇都宮市、前橋市、さいたま市、川越市、東埼玉資源環境組合、市川市、船橋市、松戸市、鎌ヶ谷市、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合、港区、江東区、世田谷区、中野区、杉並区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、東村山市、国立市、多摩市、ふじみ衛生組合、横浜市、横須賀市、相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、厚木市、甲府市

提案理由

容器包装リサイクル法においては、消費者、事業者、自治体がそれぞれの役割を分担し再商品化を実施することを目的としている。

先に容器包装リサイクル法が改正（平成18年6月15日公布）されたが、その内容は現状を踏まえて十分な議論を尽くしたものとは言い難く、事業者による自治体への資金拠出制度が創設され、一定の改善が図られたとは言え、依然として自治体及び事業者の役割分担における公平性を欠くものである。

周知のとおり、リサイクル経費の大半を占める収集運搬費、選別・圧縮・梱包等の中間処理費は全て自治体の負担となっていること、容器回収に係る消費者及び住民に対する周知啓発経費についても全て自治体負担となっていることなど、事業者の負担分と比較すると自治体の負担分は過大なものとなっており、このことが、根本的な課題である事業者による使い捨て容器の製造削減、過剰包装の見直し等が進まない原因となっている。

については、容器包装リサイクル制度の見直しについて、平成28年5月に「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討について」が中央環境審議会より意見具申されたところであるが、分別基準適合物の再商品化における自治体負担分を全て事業者負担とし、加えて収集運搬費、中間処理費についても事業者に一定の負担を課すなど、拡大生産者責任を強化、徹底させることを要望する。

また、消費者に対して、これ以上の分別徹底を義務付けることには限界があるため、容器包装を製造する事業者に対し、分別及びリサイクルが容易な製品開発及び普及促進の義務付けや、消費者の分別排出に係るインセンティブ導入の義務化など、生産から消費、廃棄までの過程に広げ、事業者自体が発生抑制や再使用を進めるとともに、資源がより円滑に循環するシステムの構築を要望する。

要望事項：容器包装リサイクル法に関する国への要望について

- (1) 拡大生産者責任の観点から、ごみ減量と環境負荷低減のため、事業者が容器包装廃棄物の発生抑制・再資源化を積極的に行えるよう容器包装リサイクル法を見直されたい。また、拡大生産者責任に基づき、収集運搬・中間処理に係るコストを全額事業者負担とし、製品価格に内部化されるよう制度を改めること。現行制度として、法の適用を免除される事業者に係る再商品化費用は、市町村の負担ではなく、事業者の負担とすること。さらに、プラスチック製容器包装を分別する事による市民への具体的なメリットについて情報提供すること。
〔大津市、京都市、城南衛生管理組合、大阪市、堺市、岸和田市、貝塚市、枚方市、岸和田市貝塚市清掃施設組合、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市、奈良市、生駒市〕
- (2) 容器包装リサイクル制度を見直すこと。
〔大阪市〕
- (3) ごみの減量と環境負荷低減のため、発生抑制・再使用を中心とした仕組みの構築を図ること。
- ① デポジット制の導入
 - ② 飲料メーカー等に対するリターナブル容器の使用や回収の義務付け
 - ③ 販売店でのリターナブルびんの引取義務化
 - ④ ワンウェイ容器等の製造・販売や、過剰包装を抑制する法令の整備
〔城南衛生管理組合、堺市、岸和田市、貝塚市、枚方市、岸和田市貝塚市清掃施設組合、姫路市、尼崎市、西宮市、伊丹市、豊岡市、宝塚市、川西市、和歌山市〕
- (4) 分別基準適合物引き取り品質基準については、再商品化手法に応じて定めるとともに、各自治体が再商品化手法を選択できるようにすること。
〔岸和田市、貝塚市、泉北環境整備施設組合、岸和田市貝塚市清掃施設組合、神戸市〕
- (5) 非容器包装であるプラスチック製廃棄物についてもリサイクルが進められるよう、分別基準の緩和や制度の見直しを図られたい。
〔城南衛生管理組合、豊中市、枚方市、西宮市、宝塚市〕
- (6) 市民が分別出しやすいようにプラスチック製容器包装の識別マークの拡大と明確に判断できる表示への変更を図られたい。
〔城南衛生管理組合、豊中市、西宮市〕
- (7) プラスチック製容器包装について、住民が分別出しやすいよう、分別排出・再生利用が容易な製品開発を促進すること。
〔大阪市、堺市、岸和田市、貝塚市、岸和田市貝塚市清掃施設組合、神戸市〕
- (8) プラスチック製容器包装の引き取り品質基準において、異物とされている指定収集袋及び市販の収集袋について、プラスチック製容器包装と同一素材であれば異物とみなさないこと。
〔大津市、城南衛生管理組合、堺市、岸和田市、豊中市、貝塚市、枚方市、八尾市、豊中市伊丹市クリーンランド、岸和田市貝塚市清掃施設組合、神戸市、姫路市、宝塚市、生駒市〕
- (9) 容器包装多量利用事業者が毎年度主務大臣に対して行う、容器包装を用いた量及び容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための取組状況の報告について公表されたい。
〔堺市、神戸市〕

- (10) レジ袋の削減対策として、全小売業者を対象にレジ袋の無料配布の中止を義務付ける制度の導入を図られたい。
〔大阪市、堺市、豊中市、八尾市、箕面市、神戸市、明石市、西宮市、豊岡市〕
- (11) 現在の容器包装リサイクルにおける、リサイクル率を算定する重量換算方法の見直しを検討されたい。
〔岸和田市、貝塚市、岸和田市貝塚市清掃施設組合〕

協議会名：近畿地区協議会

提案理由

- (1) 容器包装リサイクル法は、市町村が分別収集・選別保管を行い、事業者が再商品化を行なうこととなっているが、市町村の経費負担が重いため、分別収集が進むほど市町村の財政状況を圧迫している。
- このため、市町村に義務付けられている収集運搬や中間処理に係る費用についても、拡大生産者責任に基づき、事業者が負担することとし、リサイクルに係る全経費が製品価格に内部化されるよう費用負担の抜本的な見直しや、デポジット制の導入などを含めた制度の見直しを行うべきである。これにより、ワンウェイ容器削減の取組やLCAの考えを取り入れた容器包装材の製品開発が促進され、容器包装物の発生抑制をはじめ循環型社会に向けたライフスタイルへの転換が期待できる。
- (2) 容器包装リサイクル制度を安定的に持続させていくためにも、社会全体で担うべきコストをどのように分担するか、すなわち拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化・明確化を図りつつ、市町村や事業者等の費用負担をどうしていくのか改めて考え方直すべきである。
- 持続可能な制度に近づけていくためには、再資源化にかかるコストを下げることが必須であるが、平成29年度プラスチック資源一括回収実証事業において「資源回収量増加・事業全体の効率向上・分別の簡易性向上」という結果が得られたことを踏まえ、容器包装と製品プラスチックをあわせてリサイクルする素材別リサイクルの実施に加え、再商品化の工程において、選別作業を市町村と再商品化事業者の間で二重に行っている状況であるため、市町村における選別保管の必要性を含め中間処理の合理化等、必要な見直しに早急に取り組むこと。
- (3) ごみの減量と環境負荷の低減には、循環型社会形成推進基本法の理念のとおり、リサイクルより発生抑制・再使用を優先させることが重要である。ポイ捨て防止にも大きな効果のあるリターナブル容器の製造・使用とメーカーによる回収ルートの確立、販売店での店頭回収の義務付け、回収が確実に行われるためのデポジットを義務付ける法令等の整備に積極的に取り組まれたい。また、リターナブル容器の製造義務付け、もしくは、リターナブル容器の使用に経済的インセンティブを与えるため、再商品化費用額の負担加重や、ワンウェイ容器への課税等を定める法令の整備など、発生抑制・再使用への取組を促進する施策が必要である。
- (4) 現在、容器包装リサイクル協会の引き取り基準は一律となっているが、本来、再商品化手法によって求められる品質は異なるはずであるため、再商品化手法ごとに品質基準を定めるべきである。また、各自治体が分別収集実施状況等それぞれの実情に応じて再商品化手法を選択できるようにすることで、自治体の負担軽減を図るべきである。
- (5) プラスチック製容器包装は形状や素材が複雑で、判別が困難であり、容器包装以外のプラスチック製品の混入は避けられない。住民の理解と協力を得る観点からは、容器包装であるか否かを問わず一括して収集しリサイクルを進めることが合理的である。については、非容器包装であるプラスチック製廃棄物についてもリサイクルが進められるよう、分別基準の緩和や、制度の見直しなどの検討が必要である。また、

製造段階で容器包装以外のプラスチックにも環境付加税的に費用負担を求めるこ^とにより、プラスチック類の発生抑制を図られたい。

- (6) プラスチック製容器包装は他の容器包装に比べ、その形状・素材等が複雑となつてゐるので、分別協力率の向上に繋がっていない状況にある。このことから、識別マークの表示を大きくするなどで明確にし、市民の排出時の負担軽減を図る必要がある。
- (7) 容器包装廃棄物のうち、特にプラスチック製のものについては、容器包装の形状・素材が様々であるため、見分け方が困難であることや汚れ・異物が除去しにくいため、市民が困惑し、分別排出に対する協力向上に繋がっていない状況にある。
また、マテリアルリサイクルにおいては、再商品化できる素材が限られているなど、再商品化を実施するうえでも支障が生じている状況にある。
ついては、容易に見分けができるよう容器包装の形状・素材の単一化や汚れ・異物が容易に除去できる容器包装の開発などを促進するための仕組みを創設する必要がある。
- (8) プラスチック製容器包装は、風などにあおられやすいため指定ごみ袋を使用して収集しているが、指定ごみ袋ごと指定工場に持ち込むと異物扱いされることとなる。
これを改善するためには、処理工程に指定袋を取り除く工程を設ける必要がある。しかし、指定ごみ袋がプラスチック製容器包装と同一素材なのであれば、指定ごみ袋ごと再資源化を行う方が合理的である。収集作業だけでも大きな経費負担が必要であるにも関わらず、更にごみ袋の除袋作業までも自治体に求めるべきではない。
また、クリーニング袋についても、分別基準の適合物として、同一素材であれば適合物として取り扱われたい。
- (9) 市町村が分別収集計画を公表することで事業者・消費者の理解を深めて事業者・消費者、地方公共団体等の協働による取り組みを図るのと同様、事業者が容器包装を用いた量及び容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組んだ措置の実施の状況について公表し、国・地方公共団体・事業者・消費者等が情報を共有することで、すべての関係者の相互の理解が深まり、連携と協働による取り組みが一層促進されることが期待できる。
- (10) 現在、各市町村において個別に事業者とレジ袋削減協定等を締結しレジ袋削減の取組みを進めているが、流通業は市域を超えて、事業者によっては全国展開している事業者も多数存在し、自治体の個別の努力では限界に達している。こうした中、全国的な仕組があれば、一層レジ袋の削減が進み、3R行動のなかでも最も優先的に取り組むべきごみの発生抑制を効率的かつ効果的に行うことができると思われる。現行の容器包装リサイクル法における排出抑制促進措置は、レジ袋の無料配布の中止を義務付けていないことから、全国の小売事業者に一律で中止を義務付ける制度の導入について、法的な措置を図られたい。
- (11) 近年、容器製造に係る原料の省資源、また軽量化が進み、特にペットボトルの需要が著しく増加している。そのため、分別・収集・選別などの作業量は増加傾向であるが、リサイクル重量及び率には反映されない状態である。そこで容器容量や分別作業量に見合ったリサイクル率の算出方法に見直しを図られたい。

要望事項：プラスチック製容器包装の品質評価方法の見直しについて

協議会名：関東地区協議会

提案会員：前橋市、高崎市、市川市、鎌ヶ谷市、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合、江東区、
杉並区、武藏野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、東村山市、国立市、ふ
じみ衛生組合、川崎市、横須賀市、藤沢市、小田原市

提案理由

容器包装廃棄物の排出抑制、再商品化の合理化等の促進のため、平成18年6月に容器包装リサイクル法が改正され、法に定める基本方針において、自治体による分別収集の質の向上が明記された。

こうした中で、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会は、プラスチック製容器包装について、その品質向上のため、引き取り品質ガイドラインに基づく評価方法により、品質調査を行っている。

自治体にとっても、リサイクルに要する社会的コストの効率化を図るため、分別収集の質の向上に努めることは当然のことであるが、品質そのものを示す容器包装比率は高いにもかかわらず、評価項目間の配点、排出用袋（指定収集袋の混入含む）の状態などの評価基準の変更により、評価結果が低下し、その改善のための対応を強いられる結果となっている。

自治体としても品質向上のための努力は行っているところであるが、再商品化手法によつては、若干の汚れは問題ない場合もある。品質評価に直接には影響のない収集袋の破袋度等の評価方法の再検討を要望する。

さらに、容器の汚れなど客観的な判断が難しい面があるため、より分かりやすい基準を示すなど適正な運用が図られるよう、国を通じ公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ働きかけるとともに、法制度の見直しを要望する。

要望事項：容器包装リサイクル制度の改善について

協議会名：東北地区協議会

提案会員名：仙台市

提案理由

容器包装リサイクル制度において、拡大生産者責任の原則を徹底し、事業者責任の強化・明確化を図るとともに、最も財政負担の大きい分別収集・選別保管を市町村が担っていることから、事業者と市町村の適切な役割分担、費用負担の見直しをさらに推進する必要がある。

一方、更なる循環型社会形成のためには、容器包装を含めたプラスチック製品全般を容器包装リサイクル制度の対象とするなど、市民に分かりやすい素材別の分別促進と資源の有効利用を図ることが重要である。

よって、国は、廃棄物の減量と環境負荷の低減に向けた取り組みを一層推進するため、容器包装廃棄物の発生抑制・再使用を優先させる新たな仕組みの導入、分別収集に不可欠な収集袋の対象品目への追加及び容器包装を含めたプラスチック製廃棄物全般を対象とした事業者中心のリサイクルシステムの構築などについて、容器包装リサイクル法の見直しにより抜本的な制度の改善を行うよう要望する。

要望事項：容器包装の対象範囲及び識別表示の見直し等について

協議会名：関東地区協議会

提案会員：宇都宮市、前橋市、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合、江東区、中野区、練馬区、八王子市、武藏野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、国立市、ふじみ衛生組合、横須賀市、厚木市

提案理由

容器包装リサイクル法に基づく分別収集を推進するためには、市民の協力が不可欠である。また、容器包装以外の製品など、容器包装と同一素材であっても使用者や用途により、法の対象外となるもののが多数ある。これは市民が分別排出をする上で、非常に分かりづらく不適物の混入にもつながるものである。

また、容器包装の識別表示については、表示が小さくて分かりにくい、表示がない、さらに容器包装に該当しない製品に識別表示が付されているなど、分別収集及び再商品化について市民の理解と協力が十分に得にくい状況にある。

については、同一の素材であれば同一の再商品化ができるよう、対象範囲を消費者の観点から見直すとともに、識別表示については、表示義務の範囲の拡大や表示サイズを見やすくすること、再商品化手法に沿ったマークの細分化など、市民が分かりやすく分別排出できるように見直すことを要望する。

また、事業系容器包装に識別表示が付されている事案が散見され、一般廃棄物として分別されてしまうなど、排出事業者の混乱を招いている。

このため、特定容器製造等事業者に対し、事業系容器包装には識別表示を付さないよう徹底することを要望する。

要望事項：分かりやすい素材別リサイクルについて

容器包装と同じ素材であるプラスチック製品や事業所から排出される容器包装（個人消費に伴い発生するもの）は、市民感覚の観点からも、容器包装とあわせてリサイクルするような、分かりやすい素材別リサイクルの制度設計にすべきである。

協議会名：北陸東海地区協議会

提案会員：名古屋市

提案理由

バケツ、洗面器などのプラスチック製品やクリーニング袋等は、プラスチック製容器包装と同じ素材であり、あわせてリサイクルすることが可能である。

また、オフィスビルなどの事業所において、従業員の個人消費に伴い発生する容器包装は、家庭から排出される容器包装と全く同一のものであるが、容器包装リサイクル法の対象となっていない。

本市ではプラスチック製品を可燃ごみとして焼却処理しているが、同じ素材でも用途や発生場所によって排出方法が異なることが、市民感覚にずれを生じさせ混乱を招き、プラスチック製容器包装の資源分別率が年々減少している要因の一つとなっているため、分かりやすい素材別リサイクルを実施するような制度設計にすべきである。

要望事項：引き取り品質ガイドライン等変更検討時の対応について

引き取り品質ガイドライン及びペール品質調査項目の変更を検討する際には、自治体の意見を聴取・反映させ、自治体負担を増大させないよう考慮すること。

協議会名：北陸東海地区協議会

提案会員名：名古屋市

提案理由

容器包装リサイクル制度において、分別収集・選別保管費用が市町村の財政を圧迫していることが課題となっており、平成28年5月の「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討について（意見具申）」の中でも、自治体の負担感軽減策について十分に議論を重ねていくべきとされている。

このような状況の中、ペットボトルの引き取り品質ガイドライン及びペール品質調査項目（以下、ガイドライン等という。）の変更が行われたが、これにより、一部の自治体において市民の分別負担及び自治体の負担が増大することとなった。このように、ガイドライン等の変更は、市町村負担の増大を招き、指定法人ルートで資源化している市町村及び指定法人ルートでの資源化を検討している市町村の意欲を減退させる可能性があるものである。

以上のことから、ガイドライン等の変更を検討する際には、自治体の意見を聴取・反映させ、自治体負担を増大させないよう考慮することを要望するものである。

要望事項：プラスチック製容器包装に係る再商品化手法の選択について

協議会名：関東地区協議会

提案会員：さいたま市、朝霞市、杉並区、武藏野市、三鷹市、調布市、ふじみ衛生組合、
横須賀市、相模原市

提案理由

現在、容器包装リサイクル法によるプラスチック製容器包装の再商品化については、「引き取り品質ガイドライン」に基づき、再商品化事業者へ引き渡しを行った後、材料リサイクル手法がケミカルリサイクル手法に優先され、再商品化が図られている。

再商品化事業者については、入札により指定保管施設ごとに落札、決定されているが、当然のことながら、市町村側において再商品化手法の選択の余地は無く、各市町村の意向に係わらず、材料リサイクル手法が優遇されているのが現状である。

しかし、材料リサイクルは残渣率が高く、自治体が分別収集・中間処理した容器包装の多くが再商品化されることなく処分されており、また、落札単価を見ても、高止まり傾向が続いている。

一方、ケミカルリサイクル手法については、エネルギー資源削減、CO₂削減において高い効果が認められることに加え、処理残渣の発生量が少ないとことなど、より一層の普及推進が行われるべきものと考える。

平成22年10月には、「中央環境審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法専門委員会及び産業構造審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会合同会合」において、「材料リサイクル手法の優先的取扱いにおける上限の設定（市町村見込み量の50%）」、「優先枠の運営における総合的な評価の深化（優良な事業者の育成）」等の方針が掲げられたが、再商品化手法の選択についての言及は為されなかった。

については、容器包装リサイクル法における現行の入札制度を更に改善することで、市町村に自治体の処理能力・実情に見合った再商品化手法の選択についての裁量権を持たせるとともに、現在は一律となっている「引き取り品質ガイドライン」及び「資金拠出制度における容器包装比率要件」について、再商品化手法ごとの基準を定めることにより、一層の柔軟性を持った制度の構築が実現されることを要望する。

要望事項：容器包装リサイクル制度について

容器包装を含めたプラスチック製品全般を容器包装リサイクル制度の対象とするなど、市民に分かりやすい素材別の分別の促進と資源の有効利用を図ること。

また、廃棄物の減量と環境負荷の低減に向けた取組を一層推進するため、循環型社会形成推進基本法の理念のとおり、リサイクルよりも発生抑制・再使用を優先させ、地域循環圏の形成を促進する新たな仕組みを導入すること。

協議会名：九州地区協議会

提案会員：那覇市

提案理由

現行の制度においては、市町村が分別収集・選別保管等を行い、市民への広報啓発も継続して行っているが、市民が排出する対象物は、引取品質基準を満たしていない状態のものが多く、選別作業においては、限られた予算・人員のなか作業効率の向上を図るのは困難である。廃棄物のリサイクルにおいては、排出段階の分別・協力が不可欠であるため、消費者に分かりやすい識別マークの表示義務の拡大や分別排出に係るインセンティブの導入など市民（消費者）が分別・協力しやすい制度作りが急務である。

また、ガラス製容器については、規格が統一されておらず、現行の生産、流通、販売の仕組みにおいては、使用済み包装容器を回収するシステムが構築されていない。発生抑制・再使用を促進するためには、容器の色・形状の規格の統一や分かりやすい識別表示、デポジット制度の導入など、新たな仕組み作りが必要であるため。

要望事項：リサイクル率の算定方法の見直しについて

協議会名：関東地区協議会

提案会員：東埼玉資源環境組合、八王子市、武藏野市、三鷹市、調布市、町田市、ふじみ
衛生組合、東京たま広域資源循環組合

提案理由

わが国では、循環型社会形成推進基本法が制定されており、同法では、再使用及び再生利用とともに「熱回収」を「循環的な利用」と定め、その促進を求めている。

熱回収については、ごみの焼却施設は全国で1,162施設あるうち、764施設が余熱利用を行っており、なかでも338施設は発電設備を有しており（「環境省一般廃棄物の排出及び処理状況等（平成26年度）について」から）、これらの施設が有するごみ発電等の機能は東日本大震災に起因する計画停電等により、その有効性が再認識されたところである。

現在、環境省では、毎年度わが国の廃棄物の排出、処理状況等を調査し、公表しているが、熱回収によるリサイクル（サーマルリサイクル）率が明確になっていない。

そこで、国民に「循環型社会の形成の推進」をさらにアピールするためにも、リサイクル率の算定方法を見直し、熱回収を含んだリサイクル率の公表と同時に、焼却灰のセメント化による再生利用を含んだリサイクル率の公表を要望する。

要望事項：リターナブル容器の普及促進等について

協議会名：関東地区協議会

提案会員：宇都宮市、前橋市、高崎市、所沢市、多摩市、横須賀市

提案理由

自治体の分別収集への取り組みにより、空き缶、P E Tボトル、ガラスびん、プラスチック製容器包装のリサイクル率は向上し、循環型社会の形成に向けて一定の成果が見られるものの、これらのごみ（資源ごみ）としての排出量、特にプラスチック製容器包装及びペットボトルの排出量は減少しておらず、自治体が行う分別収集や選別保管に伴う財政的負担は大きなものとなっている。

循環型社会を推進するためには、リターナブル容器の使用を増やしてごみ（資源ごみ）総量の発生を抑制していくことも必要である。

こうしたことから、平成18年6月に改正された容器包装リサイクル法では、法の目的に排出抑制の促進に係る規定が加えられたところである。

また、飲料容器等の規格化を推進し、リターナブル容器の普及拡大を図ることは、廃棄物の発生抑制と循環的利用に大きく貢献することであり、国もペットボトルリユース実証試験及びリユース可能な飲料容器の使用に係る環境負荷分析を実施したところである。

こうした趣旨を踏まえ、飲料容器等の規格化によるリターナブル容器の普及拡大など、製造業者等によるリターナブル容器の生産、流通、使用を促進するシステムの構築を要望する。

要望事項：デポジット制度の導入について

協議会名：関東地区協議会

提案会員：宇都宮市、前橋市、川越市、市川市、松戸市、港区、三鷹市、調布市、国立市、
ふじみ衛生組合、甲府市

提案理由

自治体では、空き缶、P E Tボトル、ガラスびん等の分別収集を実施し、ごみの減量と資源の再利用、再生利用に努めているが、ポイ捨て等による飲料容器類の散乱が後を絶たない状況である。

デポジット制度は、消費者の意識をごみの持ち帰り及び適正排出へと導き、飲料容器等の散乱の防止や自治体の再資源化経費等の低減にも効果があると考えられ、リデュース、リユースの拡大を実現できる制度である。

限定された地域での実施では限界があり、国レベルでの対応が必要であるため、拡大生産者責任を法制化し、事業者が店頭で回収する全国的なデポジット制度が確立されるよう要望する。

要望事項：レジ袋の使用削減対策について

協議会名：関東地区協議会

提案会員：館林市、港区、江東区、杉並区、八王子市、府中市、多摩市

提案理由

平成18年6月に改正された容器包装リサイクル法では、容器包装を多量に使用する事業者に対して定期報告を義務付ける等の排出抑制策が導入されたが、レジ袋の有料化は見送られた。

今後、法改正で導入された発生抑制策の効果を検証する必要はあるが、レジ袋の安易な配布を抑制するためには、レジ袋を有料化して、経済的インセンティブを働かせることが最も効果的である。

現在、一部のスーパーなどの努力により、ポイント付与やキャッシュバックなどで、レジ袋の発生抑制に一部効果が上がりつつあるが、小売店の自主性に任せていっては、顧客の他店への流出を懸念して、有料化はなかなか進まない。

また、地域の自主協定による有料化では、同じ地域内であっても参加する小売店と参加しない小売店が存在することで、レジ袋削減への取り組みの成果は限定的なものとなってしまう。

このため、全小売業者を対象に広くレジ袋配布について有料化を義務付ける制度の導入を要望する。

要望事項：レジ袋無料配布の制限について

発生抑制を一層促進するため、レジ袋の無料配布を制限する全国一律の法的な措置を講ずること。

協議会名：北陸東海地区協議会

提案会員名：名古屋市

提案理由

レジ袋有料化を実施した店舗では、辞退率が約9割となっており、その削減効果の高さは実証されている。

しかし、レジ袋有料化の取り組みは、事業者の自主的な取り組み（自治体や市民団体との協定締結など）として実施されているため、コンビニエンスストアなど有料化を実施していない業種・事業者も多く、有料化を実施している事業者が、これら有料化を実施していない事業者との競合等により、有料化を中止・中断する事例が増加している状況となっている。

このため、レジ袋有料化を義務付けるなど、全国一律にレジ袋の無料配布を制限する法的な措置が必要である。

要望事項：家電4品目のリサイクル料金の徴収方法の見直しについて

協議会名：東北地区協議会

提案会員：盛岡市

提案理由

特定家庭用機器再商品化法（以下、家電リサイクル法）の対象製品である家電4品目については、当該製品の廃棄時に排出者がリサイクル料金を負担することとなっているが、リサイクル料金等の負担のみならず、廃棄に要する手間が掛かることから、不法投棄を誘発する要因の1つとなっている。

当市においては、家電4品目が集積場所や山林等に投棄されることが後を絶たず、やむを得ず市が回収した製品については、市の責任で処理せざるを得ない現状があり、回収や処理費用の負担が大きな問題となっている。

については、以下の2点について要望する。

- ① 不法投棄された対象製品の処理に要する費用等について、自治体に対し、減免措置等の財政措置を講ずること。
- ② 家電リサイクル法の対象品目のリサイクル料金については、商品販売時に回収する前払い方式とするなど、不法投棄の防止に向けた制度の検討を進めること。

要望事項：特定家庭用機器再商品化法の運用制度の改善について

協議会名：東北地区協議会

提案会員名：多賀城市

提案理由

特定家庭用機器再商品化法の対象製品である家電4品目については、当該製品の廃棄時に排出者がリサイクル費用を負担することとなっているが、適正処理に掛かる費用等の負担から、当該製品が不法投棄される事例が頻発している。

一般廃棄物の不法投棄については、市町村において適正処理に掛かる費用の支出を余儀なくされているところである。

については、当該製品のリサイクル費用の徴収方法を前払い方式あるいは製品価格への上乗せとし、後の事務処理を省き、第1次的な購入者への支払いを義務付け、処理費用が未回収とならないようにすることにより、処理負担の公平性を保つ体制整備の早期対応を強く要望する。

要望事項：家電リサイクル法の見直しについて

協議会名：関東地区協議会

提案会員：さしま環境管理事務組合、宇都宮市、佐野市、那須塩原市、前橋市、高崎市、館林市、館林衛生施設組合、さいたま市、川越市、川口市、所沢市、市川市、船橋市、松戸市、鎌ヶ谷市、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合、江東区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、練馬区、足立区、葛飾区、八王子市、三鷹市、調布市、ふじみ衛生組合、横浜市、相模原市、藤沢市、厚木市、甲府市、

提案理由

現行の家電リサイクル法については、産業構造審議会及び中央環境審議会において平成25年5月に二度目の制度見直しを開始し、その最終報告として「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」が平成26年10月に公表された。

その報告書を受け、国は社会全体で適正なリサイクルを推進していくため、平成27年3月末に廃家電の回収率目標を家電リサイクル法の基本方針に規定したことについては、一定の評価をするものである。

しかしながら、リサイクル料金の前払い制度の導入や、排出者の利便性向上、対象品目の拡大、などは見送られることとなっており、さらに現行の小型家電リサイクル法の「制度対象品目」は家電リサイクル法対象外の電子機器その他の機械器具となっていることから、自治体の負担が増えている状況である。

ついては、拡大生産者責任の更なる徹底を図ることで、より排出者の視点に立脚した制度を構築するため、「さらなる対象品目の拡大」、「リサイクル料金の前払い制度の導入」、「指定引取場所数の増加」、「生産者による販売店での回収ルートの構築」、「不法投棄された対象機器の回収ルートの構築」、「家電製品の不法投棄防止対策」など、より抜本的な法整備等を要望する。

※ 平成28年4月8日付け「不法投棄された特定家庭用機器廃棄物の家電リサイクルプラントへの直接搬入について（ご案内）」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）により、不法投棄家電にかかる処理経費の負担軽減を検討していただいたが、より柔軟な対応を要望する。

また、概要4の①において「不法投棄されている現場それぞれの写真」を添えてとあるが、集積所などの箇所数も膨大であり、広範囲にわたり、各現場を写真にとり不法投棄された物に添付するほどの人的な余裕もないことから、回収後に整理してまとまった写真のみとしてほしい。また、直接、持ち込める箇所の増加を要望する。

要望事項：家電リサイクル法に関する国への要望について

- (1) 現行のリサイクル費用の後払い制では、不法投棄を誘発していることから、リサイクル費用が製品価格に上乗せ（内部化）となるよう、制度の見直しを図られたい。
〔京都市、大阪市、堺市、岸和田市、貝塚市、枚方市、岸和田市貝塚市清掃施設組合、神戸市、姫路市、明石市、西宮市、伊丹市、宝塚市、たつの市、奈良市、生駒市、和歌山市〕
- (2) 不法投棄された対象機器のリサイクル費用、収集運搬費用については、拡大生産者責任の観点から、製造業者負担とすべきである。
〔大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、貝塚市、枚方市、八尾市、岸和田市貝塚市清掃施設組合、明石市、西宮市、伊丹市、奈良市〕
- (3) リサイクルを促進するためにも、有用な資源を含む家庭用機器など、対象外の廃家電も対象品目として追加指定し、法改正等に関わっては十分な調整期間が取れるよう配慮されたい。
〔大阪市、堺市、神戸市〕
- (4) 小売業者の引取り義務外品についても、小売業の業界等で円滑な引取りが可能となるような仕組みを構築すること。
〔堺市、奈良市〕

協議会名：近畿地区協議会

提案理由

- (1) 不法投棄された家電リサイクル法対象機器について、関係業界等による「不法投棄未然防止事業協力」制度が創設されたが、排出時にリサイクル費用等の負担を求めていることが不法投棄を誘発する要因となっていると考えられ、現に2011年7月のテレビのデジタル化に伴い、多量のアナログテレビの不法投棄が全国で発生した。また、独自のリユースルートなどに乗っている対象機器もあると考えられるが、消費者や小売業者などから一部の業者にリサイクル料金と収集運搬料金より安価で引き取られ、その後不法投棄されるという悪質な例も見受けられる。家電リサイクル法に基づくリサイクルシステムを円滑に実施するためには、関係者の役割を確実なものとする必要があることから、リサイクル費用を製品価格に上乗せ（内部化）し、排出時の負担感を無くし、制度の簡素化を図ることを求める。
さらに、不法投棄の未然防止のために、市町村のパトロール強化や監視カメラの設置等の予防対策経費に対する財政支援制度を充実されたい。
- (2) 不法投棄された指定機器を市町村が回収し、製造業者に引き渡す場合、リサイクル費用、収集費用を税で賄うことは、生産者の責任を市町村、ひいては、消費者に負担を押し付けることになる。また、2011年7月のテレビのデジタル化に伴って多量のアナログテレビが不法投棄され、費用負担の増加に苦慮している。よって、これらの負担に対し、自治体に対する減免制度の創設や国による財政措置、または、製造業者の拡大生産者責任による製品の無料回収や費用負担を義務付けるよう図られたい。
- （一財）家電製品協会による不法投棄未然防止事業協力については、この制度が市町村によってより使いやすいものとなるよう、地域の実情に応じた柔軟な対応を図られたい。
- (3) リサイクル対象品目の拡大については、市町村にとっても重要な課題であり、循環型社会の構築・推進の主要な柱の一つであることから、引き続き有用な資源を含む家電製品の品目拡大を求めていく必要がある。有用な資源を含む家電製品、大型で重要な家電（電子レンジ・電動マッサージチェア・電器オイルヒーター）などの対象外の家電も対象品目として追加指定されたい。

また、法改正等にあたっては市民に混乱をきたすことが無いよう十分な普及啓発が必要となるとともに、条例の改正や回収体制の整備など十分な調整期間が必要である。

- (4) 家電リサイクル法では、消費者からの特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬を小売業者が行うこととされているが、対象は過去に自ら販売したものと、買い替えの際に引取りを求められたもののみであり、引取り義務外品については消費者自らメーカー指定の引取り場所まで搬入することになっている。

その引取り義務外品についても、義務品同様、電機小売業界による回収を義務付けるといった、市町村の負担をなくす全国統一の仕組みを構築されたい。

要望事項：家電リサイクル法の見直しについて

家電リサイクル法に基づくリサイクルシステムを円滑に実施するため、家電
製品の再商品化等費用の徴収方法について、販売時費用回収方式（いわゆる
「前払い方式」）又は製品価格への上乗せ（内部化）とすること。

協議会名：九州地区協議会

提案会員：那覇市

提案理由

違法な不用品回収業者の根絶、不法投棄の防止、適正なリサイクルを推進するためには、
再商品化等費用の徴収方法を改め、販売時費用回収方式を導入することが必要であるため。

要望事項：大型及び重量のある家電の回収・資源化ルートの構築について

大型及び重量のある家電（電子レンジ・電動マッサージチェア・オイルヒーター）など家電リサイクル法の対象外の廃家電については、一般家庭への普及率及び自治体での処理実態等を考慮した上で、廃棄物処理法の適正処理困難物または家電リサイクル法の対象品目として指定すること。

協議会名：九州地区協議会

提案会員：北九州市

提案理由

平成25年4月1日に使用済小型電子機器等の再資源化促進に関する法律（以下「小型家電リサイクル法」という。）が施行されたことにより、家電4品目以外のマッサージチェアーやオイルヒーター等についても、小型家電リサイクル法によりリサイクルが可能となつたが、小型家電リサイクル法は促進法であり、再資源化等の適正処理が義務的に担保されているものではない。また、これらの製品については、市町村の有する設備による処理の困難性及び拡大生産者責任に基づく製造事業者による処理責任の観点から、家電リサイクル法による処理を要望するが、普及率・配達率等の原因で家電リサイクル法の対象とすることが適当でないと判断される場合は、適正処理困難物指定により、事業者の協力により適正処理・リサイクルを推進することが必要と考えるため。

要望事項：資源有効利用促進法及び使用済小型電子機器等の再資源化に関する法律に関する国への要望について

- (1) 不法投棄された指定機器のリサイクル費用、収集運搬費用について、拡大生産者責任の観点から、製造等事業者による費用負担とすること。

[八尾市]

- (2) 他社の製品も一括して申込みができる体制を整備すること。

[八尾市]

- (3) 使用済小型電子機器等の再資源化に関する法律の運用にあたっては、自治体における回収コストに過度の負担が生じないように財政措置等を講じるとともに、市町村が参加しやすい体制を整備すること。また、制度の見直しにあたっては、拡大生産者責任に基づく関係事業者が主体となる制度設計を行うこと。

[京都市、堺市、岸和田市、貝塚市、枚方市、八尾市、岸和田市貝塚市清掃施設組合、神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、桜井市]

- (4) 使用済小型電子機器等の再資源化に関する法律に係るリサイクル制度開始に合わせ、改めてリデュース、リユースの重要性も併せて周知されたい。

[箕面市]

- (5) 小型充電式電池における回収拠点の拡大等、住民が排出しやすい仕組みを構築されたい。

[大津市]

協議会名：近畿地区協議会

提案理由

- (1) 不法投棄された指定機器を市町村が回収し、製造等事業者に引き渡す場合のリサイクル費用や収集運搬費用については市町村の負担ではなく、拡大生産者責任の観点から製造等事業者の費用負担とすべきである。

- (2) 排出者は、製品ごとに製造等事業者に申込みすることになるが、本体とモニターで申込み先が異なる場合もあり、この場合排出者にとって申込手続きが煩雑となるため、体制整備を図る必要がある。

- (3) 平成25年4月施行の「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」では、関係者の責務として、①市町村は、分別収集に必要な措置を講じ、再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努めること、②小売業者は、消費者による適正な排出の確保に協力するよう努めること、③製造業者は、設計等の工夫による再資源化費用の低減、再資源化により得られたものの利用に努めることとされている。市町村がこの制度に参加する場合、収集に係る新たな財政負担が生じるとともに、収集する使用済小型家電の種類や量によっては、逆有償での引き渡しを行うことになる可能性がある。したがって、自治体における分別・回収に過度の負担が生じないように財政措置を講じられたい。

また、自治体・事業者の取り組みを情報収集・提供することで、リサイクルシステムの効率化、高度化を図られたい。さらに、制度の普及のためには一般消費者の協力が不可欠であるので、幅広い広報普及活動に取り組まれたい。

また、本制度の内容については、平成30年度から見直しの検討を開始することとされているが、拡大生産者責任の考え方を重視し、関係者の役割分担を見直し、例えば、製造販売事業者がコストを負担し、製品価格に費用が内部化される制度、あるいは、製造等事業者による自主回収・リサイクル制度等見直しを早急に行うよう要望する。

- (4) 平成25年度から施行された小型家電リサイクル制度であるが、リサイクルされる

量を最重視し、再生資源も含めた廃棄物の減量をあまり訴えてこなかった従来の個別リサイクル法と同じ轍を踏まないようにし、再生資源も含めた廃棄物の減量を促すためには、消費者に対し、リデュース、リユースをリサイクルよりも優先してもらうことが必要不可欠である。同制度の対象となる小型電子機器等は、製品モデルの入れ替わりが激しく、製品の耐用年数に対し、実際の使用年数が短くなる傾向があり、まだ使用できる状態であるにも関わらず、廃棄物として排出されているという現状があるが、このような製品がリユースされずにリサイクルされるとなると、エネルギー、コスト面でのロスが生じることとなる。

特に、新制度開始という世間の注目も非常に多く集めている今の時期は、消費者の意識をリサイクルよりもリデュース、リユースに向けさせる絶好の機会であると考えられる。

また、本法律に含まれる家電製品の内、電子レンジ、電動マッサージチェア、電気オイルヒーター、除湿器などは、ストックするための場所の確保の困難性から大型家電としてリサイクルするルートへの変更をすることも検討されたい。

- (5) 様々な小型家電製品に使用される小型充電式電池は、一般社団法人JBRCによるリサイクルの仕組みができている。しかし、住民の認知度は低く、店頭回収を持っていかずに入不燃物として排出するケースが多い。特にリチウムイオン電池は発熱しやすく、収集時の火災も危惧されるため、店頭回収を案内する啓発を行っているが、未だに不燃物として排出され続けている。また、電気シェーバーや電動ハブラシ、電動工具の中には電池を取り出すことが困難な製品もあり、製品と一緒に不燃物として排出されることも多々ある。

小型充電式電池のリサイクルを推進するため、拡大生産者責任の観点から製造業者・販売業者が率先して回収することが重要であり、各電気店・ホームセンター等、住民が立ち寄りやすい拠点に電池回収箱を設置するとともに、小型充電式電池が取り出せない製品についても回収できる仕組みの構築をお願いしたい。

要望事項：家庭で使用していた業務用冷蔵庫・業務用冷凍庫等のリサイクル制度の構築

(製造業者等事業者回収の義務化)

協議会名：北海道地区協議会

提案会員：恵庭市

提案理由

廃家電製品については家電リサイクル法や小型家電リサイクル法などによるリサイクルが推進されているところであるが、業務用冷蔵庫等を家庭で使用していた場合の処理については、家電リサイクル法の対象外となり、自治体での回収、処理を余儀なくされている。

業務用の冷蔵庫等にはフロンガスを除去しなければ適正処理できないものが多く、費用面での自治体負担が増加している。家庭から出る業務用冷蔵庫等廃棄物の適正処理・リサイクル推進の観点から、業務用冷蔵庫等全量が製造業者等事業者によりリサイクルされる制度や広域でのフロン使用一般廃棄物の処理制度の構築を進めていただきたい。

要望事項：小型家電リサイクル制度の見直しについて

協議会名：東北地区協議会

提案会員名：仙台市

提案理由

自治体における小型家電リサイクル制度の実施にあたっては、使用済み小型電子機器の回収から再資源化事業者への引き渡しまでに要する収集・運搬等の費用は全て自治体の負担となっているが、近年、資源価格の下落により、収集する種類や量によっては逆有償での引き渡しが必要な状況となっている。

については、自治体が円滑に制度を実施するために必要な費用について、販売者・製造業者による費用負担、または国による財政支援等により、自治体の負担を軽減すること。

要望事項：小型家電リサイクル法の見直しについて

協議会名：関東地区協議会

提案会員：野田市、府中市

提案理由

平成25年4月よりスタートした小型家電リサイクル法では、市町村に分別収集や認定事業者への引き渡しが課せられているところであり、現在、各自治体において使用済み小型家電の回収が進みつつある。

しかしながら、資源有効利用促進法に基づく3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みを総合的に推進するためには、従来の市町村の収集に頼った法体系を見直し、拡大生産者責任を明確にすることが必要である。そこで、小型家電リサイクル法に定める小型家電についても、家電リサイクル法と同様に販売者・製造者が自ら回収する方法に改め、回収に係る費用の全額を販売者・製造者が負担する仕組みに変更することを要望する。

要望事項：使用済み物品の適正な処理の確保について

　使用済み物品の適正な処理の確保については、国から地方公共団体への情報提供、事業者への適正処理の周知徹底など必要な対策を行うこと。

〔岸和田市、貝塚市、岸和田市貝塚市清掃施設組合、尼崎市〕

協議会名：近畿地区協議会

提案理由

廃品回収業者における問題点については、平成22年10月21日付け「使用済み物品の適正な処理の確保について」の通知や、平成24年3月19日付け「使用済み家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）」にあるとおり、廃品回収業者が物品を無料若しくは著しく低廉な価格で買い取る場合でも報告の徴収や立入検査の実施を求めているが、当該物品が専ら物である場合や廃棄物でない場合もある。

このような状況のなかで、効率的・効果的に適正処理を確保するためには、

- ① 国からの地方公共団体への情報提供、事業者への適正処理の周知徹底
- ② 古物、産業廃棄物、一般廃棄物の区別も難しいなか、特に、これらの廃棄物については、市町村域や県域を越えた広域な移動が行われている事や小型家電リサイクル法が施行されたことから、所管する警察、都道府県、市町村の合同による報告徴収や立入検査の実施、情報の共有といった仕組みづくりが必要である。

要望事項：食品ロス対策について

食品ロス対策において重要な生産、流通段階における対策については、各自治体による取組だけでは限界があることから、国による全体的な対策を推進すること。

協議会名：北陸東海地区協議会

提案会員：金沢市

提案理由

本来食べられる食品が廃棄される食品ロスは、生産、流通、小売り、消費等各段階で発生している。

小売りや消費等の段階については、各自治体での「食べきり運動」等の取組が有効だが、生産段階における食品廃棄物の資源化や、流通段階における商習慣である1／3ルールの是正などの課題については、各自治体単位での取組では、内容も不統一となり、効果を得ることが困難であるため、国が全体的な立場で施策を実施する必要がある。

以上のことから、生産、流通段階における食品ロス対策について、国が積極的に効果的な施策を展開することを要望するものである。

要望事項：食品ロス削減への取り組みについて

食品製造業・卸売業・小売業における過剰生産の削減や商慣習の見直し、外食産業における食べきれる分量の提供や食品ロス削減につながるメニューの充実など、事業者が食品ロス削減に取り組むよう必要な措置を講ずること。

また、平成29年5月に「飲食店等における『食べ残し』対策に取り組むに当たっての留意事項」が通知されたが、消費者や事業者に「持ち帰り」についての正しい知識が広がるよう必要な措置を講ずること。

協議会名：北陸東海地区協議会

提案会員名：名古屋市

提案理由

食品ロスは、事業者活動、消費者行動における様々な場面で生じており、事業者による取組とともに、国民への意識啓発が必要である。

食品の流通段階における、いわゆる1/3ルールの見直しが検討され、取り組んでいる事業者もあるが、事業者への働きかけをより積極的に行い、事業者が取り組みやすい環境を構築する必要がある。

また、外食時の「小盛メニュー」の提供、「利用者の年齢等を考慮した料理」の提供、「量より質を重視した料理」など消費者が食べきれる料理を提供することで食品ロス削減を推進する必要がある。

さらに、食べきりを促進することを前提とした上で、外食時に食べきれなかった物の「持ち帰り」が普及するためには、消費者と事業者がそれぞれ留意すべき事項について理解を深める必要があり、自治体ごとの取り組みだけでなく、国において法整備をはじめとした必要な措置を講じることが重要である。

要望事項：食品リサイクル法に関する国への要望について

- (1) 廃棄物の処理および清掃に関する法律の特例について見直しを図られたい。

[京都市、尼崎市]

- (2) 食品ロス削減対策に対する支援策を講じられたい。また、各事業者が国に報告している内容を国が各自治体に提供すること、又は、各事業者が国に報告する際に各自治体にも報告されたい。

[岸和田市、貝塚市、岸和田市貝塚市清掃施設組合、西宮市]

- (3) 事業者活動・消費者運動による食品ロス削減への取組を推進する施策・措置を行われたい。

[奈良市]

協議会名：近畿地区協議会

提案理由

(1) 食品リサイクル法で定める廃棄物処理の特例では、廃棄物処理法第7条12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者のみ、登録再生利用事業者の事業場がある荷卸し地の市町村の許可を不要としているが、再生利用が確実と市町村長が認めた一般廃棄物の運搬のみを業として行うものであって市町村長の指定を受けた者（再生輸送業者）については、特例が認められず、荷卸し地の市町村の廃棄物処理法第7条1項に基づく許可または、前述の市町村長の指定を受けなければならない。

市町村長が再生利用が確実と認めた、食品循環資源のみを運搬する再生輸送業者についても廃棄物処理法第7条12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者と同様の特例が受けられるように食品リサイクル法の見直しをお願いしたい。

また、食品リサイクル法第21条第1項の廃棄物処理法の特例の対象は、食品関連事業者の委託を受けて、食品循環資源を運搬する一般廃棄物収集運搬業者のみに限定されており、食品関連事業者に該当しないが食品ロスの排出量が多い学校、病院、老人ホーム等は含まれない。学校や病院等の事業者が食品循環資源の再生利用を進めようとする場合は、荷積み地と荷卸し地の市町村両方の一般廃棄物の収集運搬業の許可を取得している事業者に委託する必要があり、該当する収集運搬業者数も限られていることから、食品循環資源の再生利用促進を図るうえでの障壁となっている。

学校や病院等の事業者の委託を受けて、食品循環資源を運搬する一般廃棄物収集運搬業者についても、登録再生事業者の事業場がある荷卸し地における一般廃棄物の収集運搬業の許可が不要になるよう食品リサイクル法の見直しをお願いしたい。

- (2) 国においては食品ロス削減の取り組みが円滑に推進されるよう、効果的な普及啓発を進めるため、自治体に対して情報提供及び実態把握などへの支援策を講じられたい。
- (3) 食品ロスについては事業者活動及び消費者の行動にかかる部分が大きい。一例として、炭水化物を除いたメニュー等を消費者ニーズに応えるために導入している飲食店も存在するが、依然として宴会等はコースメニューを選択した場合、食べきれないほどの料理が出され、食べ残しによるごみが発生することが多い。また、生ごみは燃やせるごみの4割（奈良市）を占めるため、この発生量を削減することは、ごみ処理行政運営上の影響が最も大きい。

これら食品ロス問題に対し、個別自治体での呼びかけを行っているケース、または県民運動として展開しているケースもあるが、全国的には展開されていない状況にある。

そのため、国による事業者や消費者への働きかけ（小盛りメニューや食べきり運動など）を強化し、もしくは法制度による縛りを設けることにより、事業者・消費者とも食品ロス削減が当たり前の行動となるよう施策を進めることが必要である。

要望事項：食品リサイクル法で定める廃棄物処理法等の特例措置の見直しについて

登録再生利用事業者制度（法第11条）に規定される一般廃棄物収集運搬業許可の特例に、当該再生利用事業者が委託する収集運搬業者を加えること。また、一般廃棄物処分業許可についても許可不要の特例を受けることができるよう制度見直しを要望する。

協議会名：九州地区協議会

提案会員：那覇市

提案理由

再生利用事業者は、処理の能力は備えているが収集運搬の機動力が備わっていない場合があり、広域的な収集運搬対応が困難な状況であるため、処理と収集運搬を分業することができれば、再生処理の広域化が期待できる。

また、現行の制度では、一般廃棄物処理施設の設置許可などを取得していても、再生利用事業者が所在する自治体の一般廃棄物処分業許可において自区内処理限定となる場合は、結果として広域処理が推進されないことになる。

産業廃棄物処分業許可を取得していれば一般廃棄物処分業の許可不要とするなどの特例を受けることができれば、広域処理が促進されるため。

要望事項：建設リサイクル法の見直しについて

協議会名：関東地区協議会

提案会員：横浜市

提案理由

建設系廃棄物を不適正に過剰保管する解体工事業者に対しては、廃棄物処理法に基づく改善命令等を行っているが、命令違反による告発や処罰を行っても、建設リサイクル法の解体工事業登録の取消しや営業の停止にはならないため、引き続き解体業を継続することが可能であり、効果的な指導を期すことができず、不適正保管量が増加するなど対応に苦慮しているところである。

一方で、建設業法の許可を受けた建設業者については、役員等が廃棄物処理法違反により懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を課すことができる（平成24年10月24日付け国土交通省通知、国土建第214号「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の一部改正について」）。

そこで、解体工事業者に対して指導を効果的に行うため、建設リサイクル法に基づく解体業登録についても、廃棄物処理法に違反し刑に処せられた事実をもって解体工事業の営業停止などの処分を課すことができるよう建設リサイクル法の見直しを要望する。

要望事項：建設リサイクル法に係る解体工事業者に対する処分規定の見直しについて

協議会名：中国・四国地区協議会

提案会員：岡山市

提案理由

建設リサイクル法においては、解体工事業者が廃棄物処理法等の建設リサイクル法以外の法律による処罰を受けた際の登録取消し等の処分規定がなく、そのまま解体工事業を継続し産業廃棄物の不適正保管が解消されない事案が生じており、処分等の実効性が疑われるため、廃棄物処理法等の他法令に基づく指導及び処罰の実効性を確保するためにも、廃棄物処理法等に違反し刑に処せられた場合の営業停止及び登録取消等が行われるよう、処分規定の見直しを行うよう要望する。

要望事項：拡大生産者責任の強化について

- (1) 事業者に発生抑制等のインセンティブをより働かせる観点からも、分別収集・選別保管を含めたリサイクルコスト全てを事業者負担とするなど、拡大生産者責任の強化を図るよう、制度を改めること。
また、合理化拠出金制度が安定的かつ持続可能な制度となるよう全面的に再検討すること。
- (2) 古紙及び古布について、拡大生産者責任を強化し、回収にかかるコストを事業者負担とする仕組みを構築すること。

協議会名：北陸東海地区協議会

提案会員：名古屋市

提案理由

- (1) 容器包装リサイクル法では、最もコストのかかる分別収集・選別保管の経費が自治体の負担であり、製品価格にその経費が内部化されていないため、事業者による発生抑制などの取組みに対する十分なインセンティブが働いていない。したがって、拡大生産者責任の強化により、分別収集・選別保管を含めたリサイクルコストを事業者負担とすることが必要である。
また、合理化拠出金制度は再商品化に要する費用の効率化分から拠出金額を算出するものであるが、近年、その額が著しく減少しているため、再検討することが必要である。
- (2) 多くの自治体では、地域住民団体等が古紙等を回収して、ごみ減量・リサイクルを進めていく集団資源回収が実施されている。
自治体は、その回収活動が滞ってしまわないように古紙及び古布の市況を踏まえながら、集団資源回収実施団体に対し、事業協力金を支給しているが、その費用が自治体負担となっている。
安定した古紙及び古布リサイクルシステムを維持するとともに、自治体や住民の負担が過大とならないようにするために、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化を図り、古紙及び古布の回収に係るコストを製造・販売業者等の事業者負担とする仕組みを構築することが必要である。

要望事項：古紙の持ち去り行為防止に関する法整備について

古紙の持ち去り行為を防止するため、持ち去られた古紙を流通させない体制や直罰規定等を含めた法整備を早急に行うこと。

協議会名：北陸東海地区協議会

提案会員：名古屋市

提案理由

新聞、雑誌などの古紙は、地域団体により回収され資源化されているが、回収業者以外の第三者による古紙の持ち去り行為が後を絶たず、安定的な古紙の回収活動を阻害している状況となっている。

本市においては、「名古屋市集団回収における古紙の持去り防止に関する条例」を制定し、古紙の持ち去り行為を禁止して以降、持ち去り件数が大きく減少したものの、ここ数年は再び増加している。持去り者に対し、条例に基づく勧告・命令・過料の徴取も行ってはいるが、歯止めのかかっていない状況である。

古紙の持ち去り行為は、法令等で有効な規制がないことから、各自治体において条例に罰則規定等を設け対応しているが、持ち去り行為が自治体の区域を越えて行われていることから、効果が限定的となっている状況である。持ち去られた古紙を流通させないための体制や直罰規定等を含めた法整備を早急に行うこと。

要望事項：各種リサイクル諸法の見直しについて（容器包装廃棄物以外のプラスチック製廃棄物に係る拡大生産者責任など）

協議会名：関東地区協議会

提案会員：宇都宮市、前橋市、所沢市、朝霞市、松戸市、鎌ヶ谷市、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合、港区、江東区、中野区、板橋区、練馬区、八王子市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、調布市、町田市、ふじみ衛生組合、横浜市、相模原市、横須賀市、甲府市

提案理由

循環型社会は、事業者、消費者及び自治体の三者が、各々の役割の中で、各々の責任を負い、必要な経費を負担しながら、実現していくものである。

従来、一般廃棄物の処理は、自治体の責任と負担で、収集運搬及び処分を行ってきたため、循環資源のリサイクルにおいても、一般廃棄物の処理の形態を一部踏襲し、自治体が担っているところであるが、家庭から排出される廃棄物はプラスチックや金属などの複合製品が多く、自治体が設置する資源回収施設では資源物回収に自ずと限界がある。

そのため、拡大生産者責任の考え方方が社会的な共通認識となってきた今日においては、事業者が生産の段階から再使用、再生利用を考慮しつつ製品を生産するとともに、廃棄物となった場合の効率的なリサイクルルートを確保することにより、事業者の循環資源のリサイクルにおける責任を明確にする必要がある。

とりわけ、容器包装以外のプラスチック製廃棄物の取扱いについては、容器包装プラスチックと同一素材であっても指定法人ルート（容器包装リサイクル法の再商品化ルート）に乗せられないため、焼却・埋立てなどの処理を行わざるを得ない状況となっている。

さらに、自治体において容器包装以外のプラスチック製廃棄物を資源化するためには、分別収集・選別保管に多額の費用がかかるほか、同じプラスチックでありながら容器包装とそれ以外を分別して排出しなければならないため住民の混乱を招くという問題もある。

ついては、容器包装以外のプラスチック製廃棄物についても、容器包装と同様に資源化が図られるよう法制度の見直しを要望する。

要望事項：E P R（生産者責任）法の制定について

協議会名：関東地区協議会

提案会員：朝霞市、船橋市、鎌ヶ谷市、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合、世田谷区、三鷹市、調布市、国立市、多摩市、厚木市

提案理由

循環型社会の構築に向けて、国では、「環境基本法」に基づき「循環型社会形成推進基本法」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」を基軸に容器包装リサイクル法等の各種リサイクル法の整備を進めてきたところである。

しかしながら、容リ法等の各種リサイクル法は課題が多く、循環型社会形成には不十分と言わざるを得ない。

例えば、水銀含有製品（水銀体温計や蛍光灯等）、薬品類（農薬・劇薬）のように有害物を含み、不法投棄されたら市民生活を脅かすような商品が製造販売業者等に何の責務もなく生産されることを許し、その処理責任は基礎自治体に課しているなど、廃棄物処理の課題は枚挙にいとまがない。

これら多くの問題を解決して持続可能な循環型社会を構築するために、あらゆる商品について、デポジット方式を基本とした「消費→販売→製造」という「消費の逆ルート」での廃棄後の回収と発生抑制・再使用・再生利用を製造販売業者に義務付けるとともに、製造販売業者によって回収されない商品の販売を禁止する法律、いわゆる「E P R（生産者責任）法」の整備を要望する。

要望事項：ごみ指定収集袋へのバイオマスプラスチック素材の利用推進について

協議会名：関東地区協議会

提案会員：市川市

提案理由

昨年、「プラスチック資源循環戦略（案）」のパブリックコメントが実施されたが、その中で、プラスチックの資源循環を総合的に推進するためには、バイオプラスチックの利用を促進することを実効的な取り組みとして挙げている。

多くの地方公共団体は、ごみの収集について、指定袋制を採用しているが、地方公共団体が行うプラスチック資源循環策の一つとして、ごみ指定袋へのバイオマスプラスチック素材の導入が考えられる。

可燃ごみ用指定袋は、その性質より焼却せざるを得ないものであるが、二酸化炭素排出抑制の措置として、可能な限りカーボンニュートラルなバイオマスプラスチック素材の導入が必要と考える。

しかしながら、同素材の原価は従来の素材に比べて高く、製造コストや販売価格への影響が避けられないが、バイオマスプラスチックの普及が進み市場が拡大することにより、製造コストの減少も期待される。

については、導入における追加費用の一部を負担するなど、バイオマスプラスチック素材をごみ指定袋等に導入しやすくするための施策の推進を要望する。

要望事項：適正処理困難廃棄物に係る法整備について

協議会名：関東地区協議会

提案会員：宇都宮市、前橋市、高崎市、館林市、館林衛生施設組合、さいたま市、川越市、川口市、東埼玉資源環境組合、銚子市、市川市、船橋市、松戸市、鎌ヶ谷市、墨田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、荒川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、国立市、ふじみ衛生組合、多摩ニュータウン環境組合、横浜市、横須賀市、藤沢市、甲府市、富士吉田市

提案理由

現在、スプレー缶、カセット式ガスボンベ、使い捨てライター、薬品類、水銀含有製品（水銀体温計や蛍光灯等）、リチウムイオンバッテリー等の爆発・危険性、有害性を有する製品や、スプリングマットレス、タイヤ等の物理的形状等から処理が困難である製品について、自治体が処理することとなっているが、収集運搬における車両火災や破碎処理施設での爆発事故、焼却施設での稼働停止が頻発していることや、処理において専門業者に委託しなければならないなど財政的負担が大きい。

廃棄物処理法、リサイクル諸法等に明記されているように、生産者は製品が廃棄物となったとのリサイクル、適正処理について十分考慮し、製品化しなければならないことになっているが、前述した製品はいまだ業界全体として適正処理システムが確立していないため、その処理困難性から不法投棄されるケースも多く、自治体において多大な労力とコストをかけて処理することとなり、適正な状況とはなっていない。

以上のことから、爆発・危険性、有害性、処理困難性を伴う製品については、商品の製品化段階において廃棄物となった後のリサイクル・適正処理を反映させるため、生産者に対し回収義務・処理義務を負わせるよう適正処理困難廃棄物に追加指定する又は「二輪車リサイクルシステム」や「F R P 船リサイクルシステム」、「消火器リサイクルシステム」など事業者が責任を持って回収・処理する体制を構築するなど拡大生産者責任の徹底を図る制度の確立を要望する。特に水銀含有廃棄物については、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」及び「廃棄物処理法改正令」が施行されたことから、収集・運搬・処分・保管について、自治体に対する必要な財政的処置を要望する。

また、廃スプリングマットレスについては、適正処理困難物に指定されているにもかかわらず、未だ事業者による適正処理ルートが確立していないことや、海外で製造された製品も増加していることから、早急に事業者による処理システムを構築するよう事業者に対し指導すること。また、近年利用者が増えている電動ベッドや電動カーなどの介護用品、さらにはマッサージチェアなどの健康用品についても、一般廃棄物として排出された場合、市町村の設備及び技術では適正な処理が困難であることから、市町村における処理状況を調査するなど適正処理困難物指定について検討されるよう併せて要望する。

加えて、リチウムイオンバッテリーについては、コードレス製品の増加に伴い、不燃ごみへの混入が増加しており、それにより中間処理施設等での発火・火災等が増加している。生産者は電池や充電池の取り外しが容易な製品を製造するなど、リサイクルを考慮した上の製造を行うとともに、事業者が責任を持って回収・処理する体制の一層の充実を要望する。

要望事項：適正処理困難指定廃棄物等に関する国への要望について

- (1) 適正な処理が困難な廃棄物については、デポジット制の導入や指定品目の追加を図るとともに、事業者による回収・処理について義務付けるなど、拡大生産者責任を明確化するための法整備を要望する。
〔城南衛生管理組合、岸和田市、貝塚市、枚方市、豊中市伊丹市クリーンランド、岸和田市貝塚市清掃施設組合、神戸市、明石市、西宮市、宝塚市、和歌山市〕
- (2) カセットボンベ・スプレー缶・使い捨てライター・充電式電池の適正処理について、安全の確保の観点から、早急に適正処理基準を策定するとともに、関係業界に対し自主回収等を義務付ける制度の導入を図られたい。
〔大津市、岸和田市、豊中市、貝塚市、枚方市、八尾市、箕面市、豊中市伊丹市クリーンランド、泉北環境整備施設組合、岸和田市貝塚市清掃施設組合、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、伊丹市、たつの市、桜井市〕
- (3) スプリング入りマットレスについて、事業者による適正処理ルートの整備を図られたい。
〔大津市、堺市、岸和田市、貝塚市、枚方市、八尾市、豊中市伊丹市クリーンランド、岸和田市貝塚市清掃施設組合、神戸市、明石市、西宮市、加古川市、宝塚市、和歌山市〕
- (4) 在宅医療廃棄物の全国的な回収制度の確立に向けて、医療機関での回収義務化、処理方法や安全性に関する識別表示の統一を図られたい。
〔堺市、岸和田市、豊中市、吹田市、貝塚市、八尾市、箕面市、豊中市伊丹市クリーンランド、泉北環境整備施設組合、岸和田市貝塚市清掃施設組合、尼崎市、伊丹市、奈良市、桜井市、和歌山市〕
- (5) 有害物質を含む蛍光管等について、販売店及び製造事業者による自主回収・処理（リサイクル）体制の早期の確立を図るとともに、新たに分別回収の体制を構築する場合等の費用について、国の財政措置を講じられたい。
〔大津市、京田辺市、京都市、堺市、枚方市、八尾市、豊中市伊丹市クリーンランド、泉南清掃事務組合、神戸市、明石市、奈良市、桜井市、和歌山市〕
- (6) 農薬等（特にP C Bを含むもの）の処分に関し、関係事業者等（販売店を含む。）に自主回収等の適正処理ルートの整備を図られたい。
〔神戸市、明石市、西宮市、桜井市、生駒市〕
- (7) カセットボンベ・スプレー缶、農薬・薬品類等の適正処理困難廃棄物の処理を促進していくために、「産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例」（廃棄物処理法第15条の2の5及び施行規則第12条の7の16関係）の対象となる一般廃棄物の種類に廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥を追加されたい。
〔京田辺市、神戸市、和歌山市〕
- (8) 廃棄物処理施設における水銀排出抑制に伴う施設改造費について、国の財政措置を講じられたい。
〔城南衛生管理組合〕

協議会名：近畿地区協議会

提案理由

- (1) 平成3年の廃棄物処理法の改正において、自治体における適正な処理が困難な廃

棄物について適正処理困難指定廃棄物の制度が設けられ、大きさ等の物理的形状や爆発・火災発生等、危険性や健康等への有害性及び感染性を有する廃棄物の処理については、製品の引取りを含めた適正処理についての協力を求める道が開けたが、法的な責任義務が不明確なため、事業者による有効な回収・処理の仕組みができたものは少ない。また、指定4品目以外にも、爆発・火災発生等危険性や健康等への有害性及び感染性を有する製品や、物理的形状、地球温暖化防止の観点から自治体においては適正処理が困難な廃棄物が多く排出されている。

家電リサイクル法で処理ルートが確立されたエアコンと同様に冷媒を使用している家庭用除湿機、家庭用冷水機には適正処理基準がなく適正処理に苦慮している。また、近年需要が拡大しているオイルヒーターについても適正処理に苦慮している。

廃棄物の適正な処理を促進するために、製造者・販売者である事業者に対して、製造段階での製品設計、素材の選択、使用方法の判りやすい表示等について適切な措置を講じられるよう図られたい。また、製品の特性に応じたデポジット制の導入や適正処理困難指定廃棄物の指定品目の追加を図るとともに、事業者による回収・処理について義務付けるなど、拡大生産者責任を明確化するための法整備を要望する。

- (2) 廃棄物の収集運搬・処理過程において、カセットボンベ、スプレー缶及び使い捨てライターが要因と考えられる爆発・火災事故が後を絶たない。関係業界との「廃エアゾール缶等の適正処理及びリサイクルの推進に関する合意事項」により、製造事業者による中身排出機構の装着や小型化、相談窓口の整備など、一定の方向が示されたが、残された課題も多い。

発火事故を未然に防止するため、分別収集を行なったとしても、ガスを含む内容物を完全に抜き切る作業が必要となり、その作業過程でも危険性を伴い、経費も含めて自治体の大きな負担となっている。中身排出機構が装着されていても同様の作業が必要となり、国としても早急に法整備も含め、適正処理基準を定めるとともに、拡大生産者責任の観点から、容器デポジット制等を含めた販売店及び製造事業者による自主回収・処理体制の確立を図られたい。

- (3) 適正処理困難指定廃棄物のうち、スプリング入りマットレスについては、これまで業界による処理システムの確立ができておらず、自治体においては処理に苦慮している状況であり、特に近年流通してきたポケットコイルは多大な負担となっている。廃掃法に基づく広域再生利用指定制度等の円滑な運用により、回収から処理までのルートを確立できるよう、業界への指導、支援を図られたい。

- (4) 在宅医療廃棄物については、近年の在宅医療の進展に伴い排出量が増加し、その多様性も増している。自治体においては収集、選別作業時に刺傷、感染症の罹患等の危険性を伴うことから処理に苦慮しており、また、プラスチック製容器包装の識別マーク付きの医療パックが存在するなど、排出者である住民も分別する際の見分け方が難しく、混乱している状況である。

そのため、各自治体による個別の協力要請によるものではなく、医療機関側の負担による全国統一的な在宅医療廃棄物の回収制度の確立を図られたい。

- (5) 家庭から排出される蛍光管の多くは、販売店及び製造事業者による自主回収・処理（リサイクル）体制が未確立の状況であり、自治体によっては、独自に蛍光管の回収・リサイクル事業を実施しているが、その経費については全て自治体の負担となっている。

更には、平成29年10月に改正廃棄物処理法施行令等が施行され、水銀を含む廃棄物（一般廃棄物を除く）の適正処理について一層の厳格化が図られた。このため有害物質である水銀を含む蛍光管等（一般廃棄物を含む）について、拡大生産者責任の考え方に基づき、早急に販売店及び製造事業者による自主回収・処理（リサイク

ル) 体制の確立を図られたい。

- (6) 農薬や薬品類等の有害物質を含む廃棄物については、これまで業界による処理システムの確立ができておらず、自治体においては処理に苦慮している状況である。拡大生産者責任の考え方に基づき、回収から処理までのルートを確立できるよう、業界への指導、支援を図られたい。
- (7) カセットボンベ・スプレー缶（中身が残っているもの）、農薬・薬品類等の適正処理困難廃棄物の多くは、性状が液状、泥状を呈し、自治体の処理施設においては適正な処理が難しい。中央環境審議会の「廃棄物処理制度の見直しの方向性」に示されているとおり、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例等の既存制度を活用し、同様の性状の産業廃棄物を処理する産業廃棄物処理施設において処理できるよう、特例対象の種類にこれら液状、泥状物を追加されたい。これにより、当該一般廃棄物の種類等の届出があれば、一般廃棄物処理施設の設置許可が不要となり、産業廃棄物中間処理施設で一般廃棄物の処理も行うことができるようになるため、廃棄物の適正処理が促進されることが期待できる。

産業廃棄物処理施設：廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥の焼却施設

（参考1）適正処理に困難をきたしている主な製品

| 品 目 | 有害性 | 危険性 | 引火性 | 作業困難性 | 感染性 |
|-------------|-----|-----|-----|-------|-----|
| *スプリングマットレス | | | | ○ | |
| *タイヤ | | | | ○ | |
| 消火器 | | ○ | | ○ | |
| バッテリー | ○ | | | ○ | |
| ガスボンベ | | ○ | ○ | ○ | |
| 在宅医療器具 | | | | | ○ |
| F R P 製品 | | | | ○ | |
| ボタン電池 | ○ | | | | |
| 小型二次電池 | ○ | | | | |
| エアゾール缶 | | | ○ | | |
| カセット式ガスボンベ | | | ○ | | |
| 蛍光管 | ○ | | | | |
| ピアノ | | | | ○ | |
| 大型金庫 | | | | ○ | |

* は適正処理困難指定廃棄物

有害物質を含む廃棄物

| 品 目 | 有害性 | 危険性 | 引火性 | 作業困難性 |
|-------|-----|-----|-----|-------|
| 農薬 | ○ | ○ | | ○ |
| 化学薬品 | ○ | ○ | | ○ |
| 溶剤・塗料 | ○ | | ○ | ○ |

（参考2）適正処理困難指定廃棄物への追加指定を希望する主な製品

- ① スプレー缶、カセット式ガスボンベ、使い捨てライター
- ② 水銀含有製品（水銀体温計等）
- ③ 薬品類
- ④ 大型・重量製品（電動ベッド、電動カー、マッサージチェア、オイルヒーター等）
- ⑤ 冷媒フロン使用製品（家庭用除湿機、家庭用冷水器等）
- ⑥ 充電式電池

(8) 平成30年4月に改正大気汚染防止法及びその関係法令が施行され、廃棄物処理施設に水銀排出基準が設定された。

平成29年10月に施行された改正廃棄物処理法施行令等においては、家庭から排出される水銀含有廃棄物の回収規定がなく、また各自治体の判断により分別回収等を実施したとしても分別回収の徹底までに相当な期間を必要とする。

一般廃棄物処理施設に搬入される廃棄物に水銀含有廃棄物が含まれている現状において、水銀排出基準を遵守するために施設の改造が必要となる場合があり、施設改造費等について、国の財政措置を講じることを要望する。

また、施設の処理システムは多種多様であることから、施設改造内容については、幅広い方策について財政措置の対象とされるよう要望する。

要望事項：処理困難物の処理ルートの構築および明確化、財政支援について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：八戸市

提案理由

家庭生活に伴って生じた、農薬やエアゾール缶、卓上ガスボンベなどのうち、排出者による適正な処置、排出ができず、自治体において処理困難物となったものについて、拡大生産者責任の理念に基づいた広域的な処理ルートの構築並びに明確化、処理施設の整備や処理人員雇用などに関する費用への財政的な支援を要望する。

要望事項：エアゾール製品及びカセットボンベ等処理設備整備に係る財政支援及び製造業者等の責任強化について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：仙台市

提案理由

エアゾール製品、カセットボンベ（以下、エアゾール製品等）については、従来より環境省から排出時の事故・火災防止のため、穴を開けずに充填物を使い切って排出することが望ましい旨周知されていたが、平成 30 年 12 月に札幌市で発生した爆発火災事故を受けて、改めて廃エアゾール製品等の充填物の使い切り及び適切な出し切りについての住民への周知徹底が通知されたところである。（平成 30 年 12 月 27 日環循適発第 1812271 号）

しかし、同事故以降、市民からは、エアゾール製品等の充填物を使い切る（出し切る）ことに抵抗感がある旨の意見が寄せられており、今後充填物が残ったままのエアゾール製品等の割合が増加した場合、市町村において適正な処理が困難となる。

については、エアゾール製品等（特に充填物が残ったままのもの）について、安全な中間処理の実施に向けた専用の処理設備の増設・更新を循環型社会形成推進交付金の対象とする等の財政措置を行うとともに、拡大生産者責任の原則に基づく販売店及び製造事業者の自主回収・処理の義務付けなどの法的措置を講じること。

要望事項：自治体での処理が困難な廃棄物の処理ルートの構築について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：秋田市

提案理由

農薬やエアゾール缶などの有害性・危険性を有する廃棄物や介護用電動ベッドなどの組成・構造の複雑な廃棄物については、自治体での処理が困難であることから、拡大生産者責任の理念に基づき、製品知識を最も有している製造業者等により回収・処理を義務付けるような施策を実施するよう要望する。

要望事項：処理困難廃棄物の処理ルートの構築について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：東根市外二市一町共立衛生処理組合

提案理由

環境省では平成30年12月27日付け循環適発第1812271号「廃エアゾール製品等の排出時の事故防止について（通知）」において、『廃エアゾール製品等の穴開けに起因する火災事故が発生している状況を踏まえ、排出時に住民に穴開けを求めている市区町村におかれては、穴を置けずに充填物を出しきり廃エアゾール製品等を排出させ、処理する体制を整備されたい。この際、収集運搬については、平ボディ車による分別回収、パッカー車を改良することで廃エアゾール製品用のボックスを付属する等収集運搬による事故を防止する方法を検討されたい。また、中間処理については、専用機器の導入、充填物の残った廃エアゾール製品等の選別や安全を確保した上での圧縮後、金属くずとして取り扱うこと等安全を確保できる処分について検討されたい。』としている。

しかしながら、エアゾール製品（カセット式ボンベ含む）については、処理をするうえで作業員等に有害性・危険性を与える廃棄物であり、加えて、現時点ではすべての充填ガス及び充填物に対応可能な処理装置がなく、適正処理が困難である等の理由から、自治体に処理を任せるのではなく、拡大生産者責任の理念に基づき、製品知識を有している製造業者等による回収・処理を義務付けるよう要望する。

なお、スプリング入りベッドマットレス（コイル式含む）等の、構造上処理が困難な廃棄物についても同様に、製造業者等に回収・処理を義務付けるようあわせて要望する。

要望事項：使用済みスプレー缶、ライターの処理について

使用済みスプレー缶、ライターの処理事業者（引き取り先）に関する情報提供及び製造元の回収責務の構築について速やかに対策を講じること。

協議会名：北陸東海地区協議会

提案会員：四日市市

提案理由

北海道札幌市で発生したスプレー缶のガス抜きが原因とみられる爆発事故など、使用済みスプレー缶、ライターによる事故が発生している。

これらの処理に関しては、国からもガス抜きせずに安全に処理することが望ましいとの通知が出されているが、自治体の施設で専用の機材や人員を確保することは難しく、対応に苦慮している自治体も多いことと思う。

また民間事業者に処理を委託するにも受け入れ可能な事業者を確保することも困難な状況である。

本市は、幸いにも県外の事業者で受け入れてもらうことができ、域外処理を行っているが、自前で処理するにはどのような資機材があるのか、処理可能な事業者はどこなのか、などの情報提供をしてもらいたい。また、製造元による引き取り義務を課すなど、速やかに対策を講じてもらうよう要望する。

要望事項：一般廃棄物の広域認定制度の対象品目としてエアゾール缶の追加について

広域認定制度は、拡大生産者責任に則り、製造事業者等自身が自社の製品の再生又は処理の工程に関与することで効率的な再生利用等を推進するとともに、再生又は処理しやすい製品設計への反映を進め、廃棄物の減量や適正な処理を確保することを目的とした制度であります。廃エアゾール缶を、広域認定制度の対象品目に加えることを事業者に働きかけるなど、安全な処理サイクルを構築すること。

協議会名：北陸東海地区協議会

提案会員：鈴鹿市

提案理由

当市では、廃エアゾール缶単品を別袋に分別したうえで、もやせないごみとして収集しています。また、中間処理では、手作業によりプラスチック部品と缶本体を分けて、金属リサイクルとして売却しています。しかし、分別収集の際に、廃エアゾール缶が他のごみに混在していることがなくならず、収集車の火災や処理場の破碎等の処理工程における失火の要因の一つとなっていると考えられます。

【期待する効果として】

廃エアゾール缶の広域的で効率的な再生利用の促進ができ、排出する市民の利便性が向上し、結果、市町の一般廃棄物の減量化にもつながります。

また、一般廃棄物処理施設での火災事故等の防止対策の経費削減と、または、エアゾール缶の外部処理委託費用の削減にも繋がり、市町の廃棄物処理の負担が軽減されます。

要望事項：適正処理が困難な一般廃棄物の処理ルートの構築について

適正処理が困難な品目の「適正処理困難廃棄物」への追加指定及び適正処理方法の教示、廃棄物処理業許可不要の要件整備を要望する。

協議会名：九州地区協議会

提案会員：那霸市

提案理由

一般廃棄物と区分された廃棄物のうち、処理が困難なものとして農薬、薬品、引火性廃油、スプリング入り製品、アスベスト含有廃棄物などが該当するが、処理ルートの構築に苦慮している。特に農薬、薬品等は毒物劇物取締法により処理施設での受入れや販売店等による引き取りができない状況であるため、適正な処理方法等を教示願いたい。

また、法施行規則第2条（一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）へ、一般廃棄物となる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者及び当該事業者から委託を受けた産業廃棄物収集運搬業者等を追加し、更に、法第2条の3（一般廃棄物処分業の許可を要しない者）へ同種の廃棄物処理が可能な産業廃棄物処分業者を追加することで、適正な処理が確保できるため。

要望事項：水銀排出規制の法制化による財政措置について

協議会名：関東地区協議会

提案会員：東埼玉資源環境組合

提案理由

水俣条約の発効に伴い大気汚染防止法で水銀の排出規制が規定され、焼却炉から排出する排ガスに対しても、平成30年4月から規制が始まることとなった。

通常、一般廃棄物処理施設では可燃ごみや汚泥など焼却処分を行っても問題ないものを処理しており、水銀を含むボタン型電池、乾電池、体温計や蛍光灯などは一般的に有害ごみとして区分されており、自治体においてもごみの適正処分について住民や事業者に対して、周知を行っている。

しかしながら、一般家庭や事業者から排出されるごみの中にこれらの有害ごみが混入されて持ち込まれる恐れがあり、実際に他自治体の焼却施設において、自主規制値を超えたため操業を停止した事案が過去見受けられる。

については、法規制に対応するため、焼却炉を保有する施設で水銀を除去するための新たな設備の導入や、現設備の更新に多額の財政負担を要するため、循環型社会形成推進交付金制度の対象とすることを要望する。

要望事項：在宅医療廃棄物の適正処理について

協議会名：関東地区協議会

提案会員：館林市、館林衛生施設組合、世田谷区、八王子市、町田市、東村山市、多摩市、
横浜市、相模原市、横須賀市、藤沢市、厚木市

提案理由

2017年を対象にした厚生労働省の患者調査において、在宅医療患者数が調査開始以来最多となるなど、家庭から注射器や点滴バッグ等が廃棄物として排出されている。

患者自らが自宅で治療の一部として行った場合に発生する医療器具については、一般廃棄物として区分されているが、注射器等鋭利なものについては、危険性及び感染性の観点から自治体での処理は非常に困難となっており、注射針などによる針刺し事故も生じているところである。

これを受け、「在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物の適正処理について（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長・産業廃棄物課長連名通知）」では、「注射針等の鋭利なものは医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理する」ことが望ましいとされている。

また、「その他の非鋭利な物は、市町村が一般廃棄物として処理するという方法が考えられる」としているが、血液の付着した輸液パックやチューブ等が、プラスチック製容器包装と誤認され排出されるケースが多発し、手作業で中間処理を行う際に感染の危険も生じているところである。

そこで、感染の恐れのある在宅医療廃棄物については、安全性及び適正処理の確保の観点、さらには、在宅医療行為が医師の処方にに基づき実施されるという診療の延長上にあることや、医療機関は自らの医療行為により発生する感染性廃棄物等の処理を実施していることに鑑み、医療機関等による回収・処理システムを早期に構築するよう要望する。

また、拡大生産者責任の観点から、メーカーへの処理責任の分担についての議論を深めていただきたい。

要望事項：ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る財政支援について

ポリ塩化ビフェニル使用蛍光灯安定器の処理に関して、費用が高額となることから、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の期限内の処理完了について、一時的に処理費用の負担が増えるため、支出の軽減化・平準化・長期化ができるよう助成制度や起債措置の創設や拡充を検討されたい。

〔大阪市、豊中市、泉北環境整備施設組合〕

協議会名：近畿地区協議会

提案理由

ポリ塩化ビフェニル廃棄物については、その有害性から特定の施設により処理が行われている。

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については、全国5カ所に建設されている中間貯蔵・環境安全事業株式会社にて処理することになっているが、処理費用が高額なこともあります、当初の計画どおり処理が進んでいない状況にあった。

こうした中、平成26年6月に国のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画が変更され、蛍光灯安定器等、今まで保管するだけであった廃棄物について、適正処理の方向性が定まったところである。

しかしながら、安定器等は、本市施設や事業者において今なお多量に使用・保管されており、一時的に処理費用の負担が増えるため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく処理期間内の処理完了が困難になるおそれがある。

については、支出の平準化等により負担が軽減されるよう制度創設や拡充の検討の提案を行うものである。

要望事項：P C B廃棄物の期限内処理に向けた国の役割強化について

- ①未把握のP C B廃棄物掘り起こし調査の円滑な実施に向けた環境の整備
- ②未把握のP C B廃棄物掘り起こし調査への財政的支援
- ③P C B廃棄物の期限内処理に向けた積極的な広報・啓発
- ④低濃度P C B廃棄物の処分費用等に対する支援制度の創設

協議会名：関東地区協議会

提案会員：横浜市

提案理由

① 本市では、税担当課と調整のうえ、地方税法上の守秘義務に抵触しない範囲で、事業用建物に係る家屋課税台帳の提供を受け、別途民間事業者に、調査対象者のリスト作成を委託し、掘り起こし調査を進めている。しかしながら、このリストにより、アンケート用紙を発送したもの、未達となる事業所が約4割に上り、調査に支障が生じている。一方、適切に管理されていない空家により、地域住民の生活環境の悪化を防ぎ、生命・身体・財産を保護することを目的に、「空家等対策の推進に関する特別措置法」では、固定資産税の課税情報を市町村内部で利用できる規定が設けられ、空家対策が推進されている。

については、円滑な調査実施のため、P C Bの掘り起こしにおいても、同様の法整備を講じることが望ましいと考えるが、高濃度P C B廃棄物の処分期間の到来まで時間的猶予がないことを踏まえ、関係省庁の協議により、廃棄物処理法第23条の5（関係行政機関への照会等）に基づく対応を可能にするなど、家屋課税台帳における、税担当課が独自に取得した建物所有者情報等の内部利用を可能とする措置を早急に講じること。

② 未把握のP C B廃棄物掘り起こし調査は、件数が飛躍的に増加する一方で、短期間での集中的な調査が必要となっている。このため、調査対象リスト作成や調査票の送付・回収、ヘルプデスクの設置など、委託費が著しく増大し、地方自治体の財政を圧迫している。

国は、平成29年度より、地方交付税交付金の算定根拠の中で、「高濃度P C B使用製品等の調査経費」を措置しているが、十分ではない。このため、国として、必要な財政支援措置を講じること。

③ P C B使用製品・廃棄物については、保有している事業者の裾野が広いため、期限内処理に向けた呼びかけは地方自治体の取組だけでは限界がある。

については、処分期間内の早期かつ適正な処理の必要性等について、国全体で、大規模かつ効果の高い広報・啓発を積極的に行うこと。

④ 法では高濃度P C B廃棄物のみならず、低濃度P C B廃棄物の期限内処理が求められている。高濃度P C B廃棄物については、中小企業に対する処分費用の助成制度が講じられているが、中小企業にとって、低濃度のP C B廃棄物の処理に係る負担も決して軽いものではない。

については、中小企業を対象に、低濃度P C B廃棄物の分析調査及び処分等に係る費用の支援制度を創設すること。

要望事項：超高齢社会に対応した紙おむつのリサイクルシステムや拡大生産者責任の確立について

協議会名：関東地区協議会

提案会員：宇都宮市、千葉市、船橋市、藤沢市

提案理由

超高齢社会が進展する中、介護施設などの事業者及び在宅医療や在宅介護をしている家庭から排出される、医療系ごみ及び紙おむつなどの介護系ごみが、今後、増加すると想定される。

その中でも紙おむつは、現在に於いても、家庭からの収集量において、かなりの量となっている。

今後、超高齢化に伴い、紙おむつの排出が増え、収集運搬費、焼却処理費などの自治体の負担が増加していくと想定されるため、処理にかかる費用についても生産者や事業者に一定の負担を課すなど、拡大生産者責任を強化、徹底させることを要望する。

また、大量に焼却される紙おむつや医療系廃棄物について、生産者や事業者自体が発生抑制及び再生使用を進めるような、リサイクルシステムの構築を行う様、要望する。

要望事項：電子たばこの製造事業者による自主回収について

協議会名：北海道地区協議会

提案会員：旭川市

提案理由

当市では、小型充電式電池による、発煙・発火事故が中間処理施設等で増加しており、特に電子たばこによる事故が急増し、火災等の重大事故に繋がりかねない状況となっています。

モバイルバッテリーや小型家電等に使用されている小型充電式電池は、バッテリーを製造する事業者やバッテリーを機器に使用している事業者等が（一社）JBRCに委託し回収されており、事業者の責任において回収ルートが確立されています。

一方で、電子たばこについては、現在はコンビニ等でも手軽に購入できるようになっていますが、事業者による回収がされておらず、各自治体が処理せざるを得ない状況です。

製造→販売→回収→再資源化のサイクル確立に向け、電子たばこ業界に対し、自主回収を実施するよう、強く働きかける等、必要な措置を講じるよう要望します。

要望事項：再生可能エネルギー固定価格買取制度について

- (1) 再生可能エネルギー固定価格買取制度の調達期間を延長されたい。
〔堺市、岸和田市、吹田市、貝塚市、枚方市、岸和田市貝塚市清掃施設組合、尼崎市、和歌山市〕
- (2) バイオマス発電について、全量を再生可能エネルギー固定価格にて、買取りされたい。
〔枚方市、岸和田市貝塚市清掃施設組合、和歌山市〕
- (3) 余剰電力が発生する既設工場と同一敷地内に工場を増設した時に、再生可能エネルギー固定価格買取制度を適用されたい。
〔高槻市〕

協議会名：近畿地区協議会

提案理由

- (1) 再生可能エネルギー固定価格買取期間は20年間となっているが、発電施設は30年以上の使用が前提として建設されている。また、国としても施設の長寿命化を進めている。調達期間を延長されたい。
- (2) 現状の再生可能エネルギー固定価格買取制度では、バイオマス比率分のみ買取りとされているが、ごみ質分析の結果によって変動がある為安定化していない。よって、廃棄物燃焼発電については、全量を再生可能エネルギー固定価格にて、買取りされたい。
- (3) その他電力の余剰電力が発生する既設工場と同一敷地内に工場を増設した場合、計量法「面前計量の原則」に抵触し再生可能エネルギー固定価格買取制度が適用されない。複数の発電機を運用する施設でのFIT電力算出方法の見解を示されたい。

要望事項：「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下「F I T法」という）の調達期間について

一般廃棄物処理施設におけるF I T法の調達期間を延長すること。

協議会名：九州地区協議会

提案会員：北九州市

提案理由

近年の一般廃棄物処理施設は、長寿命化が図られており、発電施設についても30年以上の使用が前提として建設されている。また、国としても施設の長寿命化を進めている。F I T法に定められた調達期間を現在の20年から施設稼働全期間に延長することにより、F I T法制定の趣旨である再生可能エネルギー供給量の拡大につながるため。

要望事項：電源接続案件募集プロセスにおける廃棄物処理施設の適用除外について

協議会名：関東地区協議会

提案会員：宇都宮市

提案理由

国においては、廃棄物処理施設整備計画において、「循環型社会形成推進基本法に基づくごみの循環的利用及び処分の基本原則に基づいた上で、焼却せざるを得ない廃棄物について、最近の熱回収技術の進展を踏まえ、一定以上の熱回収率を確保しつつ、熱回収を行い、地域の廃棄物処理システムの省エネルギー化・創エネルギー化に貢献すること」と定めており、循環型社会形成推進交付金などの廃棄物処理施設整備に係る国庫補助金を創設し、同計画の推進を図っている。

一方、再生可能エネルギーの固定価格買取制度導入以降、再生可能エネルギー発電事業者からの連系希望が急増し、連系が制約されている地域が存在する状況から、国において、当該系統における系統連系の進め方に関する議論が行われ、電力広域的運営推進機関から「電源接続案件募集プロセス」のルール化（平成27年7月）、資源エネルギー庁から「上位系統の費用負担に関するガイドライン」が公表され、これらを踏まえ、東京電力㈱（現「東京電力パワーグリッド㈱」）から「電源接続案件募集プロセス」が発表された。

同プロセスの内容は、連系希望事業者を一律に扱い、入札により連系事業者を決定するものであるため、廃棄物処理施設の連系が不確実なものとなり、国庫補助事業としての整備事業推進を阻害するとともに、地方公共団体に不測の費用負担を生じさせている。

本市においても、平成25年3月に環境省から承認を受けた宇都宮地域循環型社会形成推進地域計画に基づき、国庫補助事業として廃棄物処理施設（高効率ごみ発電施設）整備を推進しているが、計画承認後に定められた同プロセスにより、施設の連系が不確実なものとなり、事業計画に大きな支障を来している。

このようなことから、国庫補助事業であり地方公共団体の公益性の高い施策が、省庁間の連携のもと適切に推進されるよう、国において同プロセスの適用対象工事から廃棄物処理施設を除外するなどの措置を講じるよう要望する。

要望事項：R P S 経過措置廃止後、F I T制度の適用から外れる施設に対する新たな制度の制定について

協議会名：関東地区協議会

提案会員：町田市、柳泉園組合、西多摩衛生組合、多摩ニュータウン環境組合、相模原市、富士吉田市

提案理由

ごみ焼却余熱利用による発電は、近年のプラント技術や熱回収技術等の高度化に合わせて最新技術を採用し、発電量の増加や熱効率の向上を図る努力が続けられており、国の施策である再生可能エネルギーの供給拡大に、一般廃棄物発電事業が多大な貢献をしている。

また、発電設備を伴った一般廃棄物処理施設は、廃棄物を焼却し衛生的な市民生活を維持するとともに、その熱エネルギーによって発電した電気は、二酸化炭素排出係数の小さいグリーン電力として地球温暖化対策の観点からも期待されている。

災害時においては、自ら発電した電気で施設の稼働を継続し、余剰電力を供給することで社会に貢献してきたところである。

平成24年7月、F I T制度開始に伴いR P S制度は廃止されたが、経過措置として、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法附則第12条」には、「R P S法における義務量等は、当分の間なおその効力を有する。」とされていた。

しかしながら、R P S経過措置については、平成29年度から5年間で廃止されることが決定され、制度開始前に稼働している施設等は、F I T制度の適用外であったり、数年で適用期間の終了を迎えるなど投資回収が十分できていない。

一方、国の施策として、廃棄物処理施設は、ライフサイクルコストを低減するための長寿命化が推進され、過去20～25年程度だった施設の寿命は、省エネや発電能力の向上など二酸化炭素削減に資する機能を新たに付加され30年、40年と延びている。

各自治体は財政状況の厳しい中にあって、売電（F I T電気、新エネルギー等電気相当量など）による収入を活用し、一般廃棄物処理事業を維持運営していることなどから、R P S経過措置廃止後、F I T制度の適用から外れる施設に対する新たな制度の制定を強く要望する。

要望事項：ごみ発電による電力の逆潮流に対する支援と循環型社会形成推進交付金交付率

要件の柔軟な運用について

協議会名：北海道地区協議会

提案会員：函館市

提案理由

廃棄物処理施設の整備にあたって、発電設備を設置する自治体では、余剰電力が発生した場合、一般送配電事業者の配電線網に逆潮流することが一般的であるが、一般送配電事業者の基幹送電線に空き容量がないとされる地域では、逆潮流ができない状況にある。

国では、廃棄物処理施設整備計画において、高効率な発電による回収エネルギー量の確保を目標として掲げており、循環型社会形成推進交付金（以下「循環交付金」という。）では、エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアルにおいて、施設規模別に、エネルギー回収に係る一定の目標率を設定し、その目標率をクリアすることを交付要件としている。

基幹送電線の空き容量がないとされる地域の自治体では、エネルギー回収が可能であるにも関わらず、低いエネルギー回収率を設定せざるを得ず、目標率の達成が困難となり、循環交付金を活用できない状況が想定される。

ついては、廃棄物処理施設が、市民の生活環境の保全と公衆衛生の向上のために設置され、廃棄物の焼却に伴い発生する余熱利用発電は循環型社会の形成に大きく寄与するものであること等を勘案し、ごみ発電の逆潮流を確実に進めるための支援および施設整備を計画する自治体が支障なく循環交付金を活用できるよう、交付要件の柔軟な運用を図るなど必要な措置を講じられたい。

使用禁止

要望事項：廃棄物焼却施設におけるエネルギー回収について

協議会名：北海道地区協議会

提案会員：旭川市

提案理由

現在、北海道電力が管理する送電線に空き容量がなく、また容量確保のために新たな送電線を敷設する場合には、多額の費用負担や長期にわたる工事期間を要するなど、新たに廃棄物処理施設を整備する際に発電した電気を送電することが困難な状況となっています。

廃棄物処理施設周辺に電気や熱の需要がない自治体では、多額の費用負担を伴う新たな需要施設の建設や遠距離の自営線の敷設等は難しいため、北海道電力への送電ができない場合、エネルギー回収率の高い設備の導入を見送らざるを得なくなることが想定されます。

廃棄物処理施設は、温室効果ガスを多量に排出する施設ではありますが、エネルギーを回収することにより地球温暖化対策にも寄与することができる施設ですので、廃棄物エネルギーの利活用の妨げとならないよう、送電網の増強等の環境整備を要望します。

要望事項：廃棄物処理施設発電設備系統連系に向けた支援について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：鶴岡市

提案理由

新ごみ焼却施設建設にあたっては、国の政策、方針に従い熱エネルギーの再利用が可能な施設として発電設備を設置し、余熱による発電を行い、売電により熱エネルギーの再利用を行うこととして事業を進めてきたが、現在電気事業者からは、庄内地域においては送電網に空容量ゼロの状況が続き、売電するには変電設備の増強工事が必要との回答があり、そのためには多額の負担金と相当の工事期間を要することから、事実上売電が困難な状況となっている。

また、山形県内では系統連系における売電が計画通り実施できる地域とできない地域があり、地域間の格差が生じている。

については、廃棄物処理施設の余熱利用発電は循環型社会の形成に大きく寄与することから、再生可能エネルギーによる売電が可能となるよう、国や県、電気事業者に働きかけをし、早期に実現することを要望する。

要望事項：漂流・漂着・海底ごみについて

海岸等に漂流・漂着・海底に堆積する大量のごみが、漁業や生活環境、景観に悪影響を及ぼし、自治体ではその処理対策に苦慮しているため、特段の財政支援措置を講じるとともに、発生源が明らかに海外と思われる廃棄物も漂着していることから、問題解決に向け周辺国との対策の連携に努めること。

協議会名：九州地区協議会

提案会員：北九州市

提案理由

近年、発生源が明らかに海外と思われる廃棄物が日本海側に大量に漂着し、住民に対する危険性を回避するためのパトロールや市民周知、漂着物の回収等に多くの要員や費用が必要となるなど、多くの自治体でその対応に苦慮している。

また、当該漂着物には、注射針・信号弾や有害な内容物が含まれているものなどがあり、住民への危険性のほか、市町村による処理の困難性という問題点がある。

さらに、離島においては、漂着ごみの回収やその処理が困難であるため、問題はより深刻なものになっているため。

要望事項：一般廃棄物会計基準、ごみ処理基本計画策定指針について

一般廃棄物会計基準、ごみ処理基本計画策定指針などの浸透を目指し、取り組まれたい。

[和歌山市]

協議会名：近畿地区協議会

提案理由

廃棄物の処理コストについて、市民に対する説明責任を果たす上では、「一般廃棄物会計基準」に基づいた計算結果を示すことが、最も適當と考えられるが、未導入の自治体が多数であり、比較指標となり得ていない状況である。また、ごみ処理基本計画策定指針については、平成28年9月に改定されたが、活用していくには難しい点が数多くある。

今後、定期的に研修会を具体的な内容ごとに実施するなど、その浸透を目指した取り組みをお願いしたい。

要望事項：メタンガス化における再生利用量の算定方法の見直しについて

協議会名：関東地区協議会

提案会員：市川市

提案理由

廃棄物系バイオマスの利活用に関しては、「バイオマス活用推進基本法」に基づく「バイオマス活用推進基本計画」において、バイオマスの活用の促進に関する目標等が定められている。

廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会の形成だけでなく、温室効果ガスの排出削減により地球温暖化対策にも資することや災害時の自立分散型エネルギー源としての機能確保の観点からも、メタンガス化（バイオガス化）による再生利用等を推進することが必要とされている。

しかしながら、メタンガス化施設整備マニュアルによれば、メタンガス化における再生利用率参入の考え方では「発生したメタンガスの重量換算分が再生利用量に該当する」とされており、生ごみ1トンあたり5.36%の再生利用率とされている。これは、従来の焼却処理による燃え殻を資源化する半分程度の数値の再生利用率であり、バイオマスの利活用、メタンガス化の推進を阻害するものである。

については、生ごみのメタンガス化がより推進されるよう、メタンガス化施設への投入量から処理残渣を除いたものを再生利用量とするなど、メタンガス化における再生利用率参入の考え方について見直しを要望する。

要望事項：大規模災害発生時におけるごみ処理支援について

大規模災害発生時において、他都市等から被災地へ、より早い段階でごみ処理支援が可能となる手法の検討を進められたい。

〔大阪市〕

協議会名：近畿地区協議会

提案理由

本市では、環境省指針や過去の震災の教訓等を踏まえ、平成28年度に「大阪市災害廃棄物処理基本計画」を策定した。同計画においては大規模災害時に膨大な量の災害廃棄物の発生が想定されており、公衆衛生の確保や復旧・復興には、他都市等からのごみ処理支援について、より早い段階での要請や受入が極めて重要となっている。

については、他都市等から被災地へ、より早い段階でごみ処理支援が可能となるよう、大規模災害発生時には、他都市が直ちに被災地へ派遣できる車両・人員数等を全都清へ連絡することとし、これをもとに全都清で迅速に支援要請等を行うなど、手法の検討を引き続き進められたい。

要望事項：計画値同時同量制度における廃棄物発電の特例適用について

協議会名：関東地区協議会

提案会員：町田市、相模原市

提案理由

国が進める電力システム改革において、平成28年4月から計画値同時同量制度が導入され、系統に連携する発電所は発電の計画値と実績値の差であるインバランスを抑制することが求められる。（インバランス制度）

廃棄物発電で売電を行っている焼却工場はインバランス制度が適用されるが、廃棄物発電はトラブル等により焼却炉の緊急停止があり、また、原料となるごみの性質が均一でないことから出力が安定しないため、計画値どおりに発電することは不可能である。

FIT認定を受けている廃棄物発電はインバランス制度の特例対象となり、インバランスが発生してもそのリスクは送配電事業者が負うことになっている。一方、RPS認定の廃棄物発電などは特例対象とならず、インバランスのリスクは発電所または小売電気事業者が負うことになっているため売電収入の減少が想定される。

このような状況の中、環境省の循環型社会形成推進交付金では、高効率発電に必要な設備について交付率を1/2とすることで、廃棄物発電の設置を推進しているところであり、全国の焼却工場の数が減少傾向にある中、発電機を有している焼却工場は徐々に増加しており、自治体の廃棄物発電導入の意欲が高まっている。

また、厳しい財政状況の中、ごみ処理にかかる費用は自治体にとって大きな負担となっており、売電収入は貴重な歳入で、インバランス制度が導入されることで自治体の廃棄物発電導入の意欲を削ぐことにつながりかねない。

そのため、インバランス制度においては、すべての廃棄物発電が特例対象となるよう強く要望する。

要望事項：し尿処理施設と下水道の接続について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：仙南地域広域行政事務組合

提案理由

「下水処理場」も「し尿処理施設」もどちらも汚水の浄化を目的にしていることから、
「し尿処理施設」の処理過程を「下水処理場」に集約化することで、し尿処理施設で使用
される薬品や燃料が減少し、また運転する機器設備が少なくなることにより電気使用量の
減といった省エネルギーが図れるため、両者を接続する上で必要な協議や手続きを簡略化
・マニュアル化するとともに、これにかかる接続工事等についても基幹的設備改良事業の
対象となるように要望する。

なお、現「し尿処理施設」では「下水処理場」で処理ができるように、し渣の除去や希
釀等を行う前処理施設としての役割を担うものとする。

要望事項：放射性廃棄物に関する法整備と処理方法の確立について

協議会名：中国・四国地区協議会

提案会員：鳥取市

提案理由

放射性廃棄物の処分先・処分方法等について、国の見解は「自然由来の投棄物は法の対象外または放射線量が低い場合は法規制の対象外」とされ、現地で仮保管をせざるを得ない状況になっている。その後、素性の判ったものの取り扱いが示されたが、本市の事例は素性不明のため処分できない状況が継続している。

については、早期に環境法等の法整備を行い、適正に処分できるようにするとともに、処分に係る経費についても補助制度を確立するよう要望する。

要望事項：土砂等の適正管理について

建設工事等により発生する土砂等の適正管理に関する規制を実施されたい。

[神戸市]

協議会名：近畿地区協議会

提案理由

建設工事等により発生する土砂等（土砂及びこれに混入したものを含む。以下同じ。）については、運搬・処理（埋立等）を規制する法律がないことなどから、一部の土砂等は、不適正に野積みされ、崩壊、流出等により、国民生活が脅かされている。

地方自治体においては、土砂等による埋立等について、条例に基づく許可制とし、土砂等の性質、安全性、施工方法等を規制しているところもある。

しかしながら、土砂等は広域的に流通していることから、地方自治体だけで規制するには限界があり、また、条例による罰則では、不適正な行為を行う者に対する十分な抑止力にならない。

については、次のとおり、建設工事等により発生する土砂等の適正管理に関して、法制度の整備を図ること。

- ① 土砂等の発生者に対して、発生、搬出及び処理に係る計画を作成し、関係機関に届出することを義務付け、当該届出の情報を地方自治体が共有できる仕組みを設けること。
- ② 土砂等の搬入、埋立等を許可制とし、施工に関する技術上の基準など、国民生活の安全を確保できる許可基準を定めること。
- ③ 不適正な処理を行った者及びこれに関与した者に対する抑止力をもった罰則規定（法人重課を含む）や原状回復規定を定めること。
- ④ 不適正な処理に対して、迅速に行為の停止や改善を指導するため、行為地等への強制力の伴う立入検査等の必要な権限に関する規定を定めること。

要望事項：廃棄物発電事業の安定性確保に向けた小売電気事業者登録制度の充実について

協議会名：関東地区協議会

提案会員：横浜市、相模原市

提案理由

平成27年度に全国規模で発生した特定規模電気事業者（以下P P Sという。）の経営破綻による売電電力料金が未収金となった事案は、契約先であった各自治体にとって大きな財政負担となり、市民が損害を被ることとなった。

我が国は海外からの資源に対する依存度が高く、エネルギーの安全保障確保の観点から、国産エネルギーとしての活用や、温室効果ガス削減の点などから再生可能エネルギーが期待されていると認識している。

こうした中で、廃棄物発電は国の施策に寄与するものであり、太陽光や風力と異なり、天候に左右されない安定した再生可能エネルギーとして期待されている。

今回、未収金が発生したのはP P Sの経営状況が悪化したことにより、自治体が個別の小売電気事業者の経営状況を把握するのは極めて困難であることが表面化した。

このような状況から、以下の対応を速やかに行うことで、小売電気事業者の経営破綻による電力料金未回収を未然に防ぐことが可能になると考えられる。

については、小売電気事業者登録制度の充実について、特段の措置を講じるよう要望する。

（1）定期的な経営状況の確認

自治体が個別的小売電気事業者の経営状況を把握するのは極めて困難である。小売電気事業者登録では、小売電気事業者の経営状況に関する審査が行われるのは登録時のみであるため、定期的（毎年）に経営状況の確認を行い、自治体に対して必要な情報提供を行う仕組みを構築すること

（2）審査体制の強化等

経営状況が悪化した小売電気事業者については、登録取消措置を行うなど審査を強化するとともに、速やかに情報の公表を行うこと

要望事項：溶融スラグの利用促進について

協議会名：関東地区協議会

提案会員：宇都宮市、川越市、川口市、西秋川衛生組合、東京二十三区清掃一部事務組合、
相模原市、甲府市

提案理由

溶融スラグの有効利用については、溶融スラグを生成する自治体が発注する公共工事に利用するなど利用促進策を講じてはいるものの、その有効利用先が限られており、一部の自治体では溶融スラグを最終処分している状況にある。

循環型社会の形成及び最終処分量削減の観点から、溶融スラグを含む焼却残渣の有効利用は重要な課題である。

のことから、溶融スラグを、グリーン調達品目に位置付けるとともに、国の公共工事に一定の割合で溶融スラグの利用を義務付けるなどの利用促進策を講ずるよう引き続き要望する。

また、溶融スラグを土砂の代替品として、盛土、埋め戻し材として利用しているが、施工箇所を再掘削した際には、溶融スラグが混入した残土が発生することとなる。

この溶融スラグ入り残土は、再利用センター等の施設への搬入が認められておらず、産業廃棄物として処分せざるを得ない状況である。

焼却残渣の有効利用は循環型社会の形成に寄与するばかりでなく、逼迫する最終処分場の延命化にも大きく貢献するため、基準を満たす溶融スラグについては、利用条件の緩和を要望する。

要望事項：溶融スラグの利用促進等について

盛土・埋戻材として有効利用後、その後の改修などによる掘り起し撤去時の際、当該スラグの処分について、廃棄物に該当しない土砂として取り扱いが可能となるよう図られたい。

協議会名：北陸東海地区協議会

提案会員：上伊那広域連合

提案理由

国の指針では、有効利用の用途として埋戻材と記載されている一方、再掘削した場合は廃棄物として取り扱うことが環境省の見解として示されています。

これは、溶融スラグ有効利用の観点からするとダブルスタンダードであるとも考えられます。

溶融スラグの利用にあたっては、日本工業規格 JISA5032(2016) 「一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用スラグ」に適合させたうえでの使用でありますし、有害物質の溶出量は土壤に係る環境基準、含有量は土壤汚染対策法に基づく指定区域の指定に係る基準と同等であって、一般的な建設発生土と何ら変わらないものであります。

このことから、掘り起こされた溶融スラグは、廃棄物に該当しない土砂として取り扱われるよう要望するものです。

要望事項：溶融スラグの利用促進等について

- (1) 国は公共工事で溶融スラグを積極的に利用すること。
- (2) 盛土・埋戻材として利用された後、掘り返してスラグを廃棄する場合においては、廃棄物に該当しない土砂として取り扱われるよう図られたい。

協議会名：北陸東海地区協議会

提案会員：長野広域連合

提案理由

- (1) 溶融スラグの有効利用については、自治体が発注する公共工事に利用するなどの利用促進策を検討しているが、その有効利用先が限られており、本広域連合においても一部の溶融スラグは最終処分せざるを得ない状況である。循環型社会の形成及び最終処分量削減の観点から、溶融スラグを含む焼却残渣の有効利用は重要な課題である。
このことから、国等の公共工事において一定の割合で溶融スラグの利用を義務付けるなどの利用促進策を講ずるよう要望する。
- (2) 国の指針の中で、有効利用の用途として埋戻材が記載されている一方、再掘削した場合、廃棄物として取り扱うことが環境省の見解として示されている。これは、溶融スラグ有効利用の観点から見ると弊害となっている。溶融スラグはJISA5032「一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用スラグ」の品質において、有害物質の溶出量は土壤に係る環境基準、含有量は土壤汚染対策法に基づく指定区域の指定に係る基準と同等であり、一般的な建設発生土と変わらない。溶融スラグは、廃棄物に該当しない土砂として取り扱われるよう要望する。

要望事項：ガラス製廃棄物のリサイクルについて

(1) ガラス製廃棄物の広域リサイクルシステムの構築を図られたい。

[岸和田市、貝塚市、岸和田市貝塚市清掃施設組合]

(2) ガラス製廃棄物の利用の拡充を図られたい。

[岸和田市、貝塚市、岸和田市貝塚市清掃施設組合]

協議会名：近畿地区協議会

提案理由

- (1) 食器、鏡、家具付属ガラス等のガラス製廃棄物の処理については、リサイクルシステムが構築されていない現状では、埋め立て処分に頼らざるを得ない状況にある。しかし、建設廃材等と比較すると付着物が少なく良質な資源化物である。これらは、土木・建築資材として再商品化は可能なものの、使途が限定されており市場規模が小さい事から、ガラス製廃棄物の広域リサイクルシステムの構築を図られたい。
- (2) ガラス製廃棄物を粒度調整加工した資材を土木工事の標準仕様に指定して利用促進を図れば、多種多様（耐熱ガラス、防犯ガラス等）な廃ガラスの活発なリサイクルが望める。また、土木工事の埋戻し等に利用した後に掘削を行う場合は、廃棄物ではなく建設発生土として取扱えるようにすることで、流用土として利用することができ、最終処分場の延命化が図られる。よって、ガラス製廃棄物の利用の拡充を図られたい。

要望事項：一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準に関する要望について
「委託料が受託業務を遂行することに足りる額」の適合についての具体的な
判断基準を示されたい。

[尼崎市、西宮市、宝塚市、和歌山市]

協議会名：近畿地区協議会

提案理由

近年、自治体が委託する一般廃棄物の収集運搬について、競争入札等が実施される例が増加する中、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第5号の趣旨について議論がされているところである。

国においても、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定にあたっての指針について」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長 平成20年6月19日 環廃対発第080619001号）が出され、その中で「委託処理する場合においては、委託基準において、受託者の能力要件等に加え『委託料が受託業務を遂行することに足りる額であること。』とされている等、環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性にかんがみ、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視しているものである。」（2 市町村の一般廃棄物処理責任の性格）と、ごみ処理基本計画の策定にあたっての指針としながらも、令第4条第5号を根拠とした委託料のあり方について言及している。

しかしながら、令第4条第5号のみでは、具体的にいったいどのような場合に「委託料が受託業務を遂行することに足りる額であること」に適合しているのか否かという判断が明確になっていない。

そこで、「委託料が受託業務を遂行することに足りる額であること」に関し、適合の可否についての具体的な判断基準をお示し願いたい。

要望事項：廃棄物の収集運搬業務委託に係る手数料徴収事務の円滑な推進について

協議会名：関東地区協議会

提案会員：前橋市、鎌ヶ谷市

提案理由

一般廃棄物の収集運搬事務を民間業者に委託し、その手数料に関して納入通知書による事後徴収方式を探用している自治体においては、当該手数料の滞納が発生し、受益者負担の公平性に不均衡が生じている。

特に、し尿収集利用者には、家の建替工事等に伴う一時居住者など住民登録をしていない場合も多く、手数料を未払いのまま転居されると以後の請求が困難となる。

また、飼育動物（ペット）の死体回収においても有料扱いとする市町村が多く、当業務を民間委託する場合に、手数料を同時に扱えないという不便が生じる。

滞納対策の一環として、また受益者負担の公平性を担保する観点から、処理券方式による手数料の前納制も考えられるが、前納制の実施には、事前の手数料の徴収に多額の経費支出が見込まれる。

そこで、収集運搬業務に直接従事する者が、収集時に手数料を徴収できれば、滞納問題が解決されるほか、廃棄物の収集運搬と手数料徴収事務を一本化することによる業務の効率化が図られる。

しかしながら、こうした行為は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第6号「一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。」に抵触するおそれがある。

については、収集運搬業務に直接従事する者が、収集時に手数料を徴収できるよう関係法令の見直しを要望する。

要望事項：安定型最終処分場の見直しについて

協議会名：中国・四国地区協議会

提案会員：岡山市

提案理由

安定型最終処分場について、平成22年1月に中央環境審議会の意見具申で「安定型5品目以外の（廃棄物）付着・混入を防止するための仕組みの強化や、最終処分場において浸透水等のチェック機能の強化等について更に検討していくべき」とされたが、未だ何ら措置が講じられていないため、地方自治体の状況等を調査の上、安定型最終処分場の見直しについても議論を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資する施設となるよう、関係法令の改正を含む実効的な対策を早急に講ずるよう要望する。

要望事項：産業廃棄物処理施設の集中について

協議会名：関東地区協議会

提案会員：那須塩原市

提案理由

那須塩原市では、これまで埋立てが終了したものも含めて、130以上の産業廃棄物最終処分場が設置されており、現在も8か所で稼動している上、更に8の建設計画がある。

また、中間処理施設についても27か所が稼動しており、産業廃棄物処理施設が過度に集中する地域となっている。

こうした現状は、住民の生活・生産環境の保全に重大な支障を来すのみならず、市の環境基本計画の将来像である「人と自然が調和し みんなでつくる 持続可能なまち」の実現に大きな影響を及ぼすため、到底容認できるものではない。

については、「一地域に設置できる産業廃棄物処理施設の総量を規制する基準の設定について検討を進めること」「産業廃棄物処理施設の設置の許可権者である都道府県知事等の裁量の範囲を地域の実情に応じた対応ができるように拡大すること」「将来にわたる安全性、安定性、信頼性を確保するため、安定型最終処分場という類型を廃止すること」「産業廃棄物処理施設の設置には施設の安全性と地域住民の理解が最も重要であるため、法律で事前説明と住民同意を設置要件に加え、そのための手続を明確に規定すること」について、廃棄物処理法の抜本的な改正を要望する。

要望事項：指定廃棄物の処理について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：郡山市

提案理由

放射性物質汚染対処特措法に基づき国が行う、指定廃棄物の処分については、国の最終処分場である富岡町の特定廃棄物埋立処分施設が平成 29 年 11 月に受入れを開始し特定廃棄物セメント固化化施設が本年 3 月から本運転を開始する予定である。

国は輸送を開始したところであるが、スケジュールの遅延は、既に通常の埋立処分を開いた本市の焼却灰の処分に支障をきたすことから、国はスケジュール厳守に努め、早期に輸送を完了させること。

また、指定廃棄物の処理については、その計画の遅延、変更等が、指定廃棄物を保管する市町村の事業運営に支障を来す場合には、国は誠意を持って必要な対応に速やかに協力すること。

さらに、 $100,000\text{Bq/kg}$ を超える指定廃棄物の処理のスケジュールについては、早急に示すこと。

要望事項：放射性物質汚染対処特別措置法に基づく指定廃棄物等の処理の促進について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：いわき市

提案理由

放射性物質汚染対処特別措置法では、 $8,000\text{Bq/kg}$ を超える廃棄物については、指定廃棄物として国の責任で処理することとされているが、一部は搬出されたものの、依然として多くが未だに搬出されておらず、焼却施設等での長期保管が懸念される。

また、同法では、 $8,000\text{Bq/kg}$ 以下の廃棄物については自治体等が処理することとなっているが、民間の埋立処分事業者や埋立処分場周辺住民の放射性物質に対する不安が根強く、処理が進んでいない状況となっており、このため、本市の一般廃棄物焼却処理施設から発生する飛灰等は、施設内において一時保管を余儀なくされているところである。

のことから、焼却施設等に一時保管している放射性物質を含む飛灰等の速やかな処理と、現場保管の早期解消を図るため、次のとおり要望する。

- 1 $8,000\text{Bq/kg}$ を超え $100,000\text{Bq/kg}$ 以下の飛灰等については、国において速やかに搬出及び処理を行うこと。
- 2 自治体等で処理することとされている $8,000\text{Bq/kg}$ 以下の飛灰等についても、住民等の不安が根強いことから、国の責任において確実な処理の推進体制を確保すること。
- 3 自治体等が、 $8,000\text{Bq/kg}$ 以下の飛灰等について、民間の技術を活用した再資源化処理を行う場合に、国は必要な費用について財政支援を講じ、自治体等の負担の軽減を図ること。

要望事項：一時保管飛灰の排出・処分について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：相馬方部衛生組合

提案理由

一般廃棄物処理施設（焼却施設）から発生するセシウムを含む 8,000Bq/kg 以下の飛灰等の焼却灰の埋立処分については、現状に於いても処分場を賃借している地権者の放射性物質に対する不安が根強く、埋立処分が出来ない状況であるため、飛灰の一時保管を行っているが、保管場所の余裕がなくなってきており、新たな保管場所の確保及び整備が余儀なくされている。

については、8,000Bq/kg 以下の飛灰も国の責任において処理施設を設置し、一時保管場所からの早期搬出・処分を要望する。

要望事項：原子力発電所の事故に伴う最終処分場の容量減少への措置について

協議会名：関東地区協議会

提案会員：千葉市

提案理由

東京電力福島第一原子力発電所の事故発生に伴い、千葉県内にある民間の焼却灰エコセメント化施設は平成23年11月2日に操業停止し再開の見込みは立っていない。以降、エコセメント化を計画していた焼却灰は、最終処分場で処分され、容量減少を招き、将来の処分計画に影響を与えることになる。

現時点では、東京電力の損害賠償は、最終処分場の容量減少に係る補償についての賠償項目が無く、損害が補償されないことから、東京電力の賠償対象の取扱い措置を講じることや国の責任において、補てん又は、新規施策による焼却灰の再資源化について要望する。

要望事項：放射性物質を含む水路・側溝清掃の川ざらい土砂の処分について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：会津若松地方広域市町村圏整備組合

提案理由

地域の清掃活動において、水路・側溝から排出された川ざらい土砂等については、処分するにあたり、放射性物質が含まれることから搬出先がなく構成市町村が独自で一時保管を行っている。また、毎年実施していることから保管スペースの確保が困難となってきている。

このことから、川ざらい土砂等の処分について、構成市町村から当組合最終処分場へ搬出し埋立処分するよう要請がきているが、組合最終処分場においても、埋立容量に余裕がないため受け入れができない状況となっている。

よって、放射性物質を含む川ざらい土砂等については、放射能濃度にかかわらず、早期に国の責任において管理処分するよう要望する。

要望事項：放射性物質汚染対処特措法に基づく「特定一般廃棄物」埋立基準の変更について

協議会名：関東地区協議会

提案会員：宇都宮市

提案理由

現在、放射性物質汚染対処特措法（以下「特措法」という。）に基づき、「特定一般廃棄物」となったばいじんは、放射性物質が溶出しないよう、最終処分場に埋め立てた後、上部を不透水層にして雨水浸入を防止するなど、廃棄物処理法に上乗せされた埋立基準が適用されている。

一般廃棄物の最終処分場は、本来、埋立廃棄物に雨水を浸透させることで、安定化を図るものであるが、現在、上乗せ基準で埋め立てた区域は、雨水が浸透しないことから、埋立地内部が安定化するまでに長期間を要し、浸出水処理など維持管理費用が増大するとともに、将来的な跡地の利活用にも、大きく影響を及ぼすこととなる。

つきましては、雨水が浸透して埋立地内部が安定化するよう、特措法の埋立処分基準の改正を要望する。

要望事項：新たに建設する「一般廃棄物焼却施設」の放射性物質汚染対処特措法適用除外について

協議会名：関東地区協議会

提案会員：宇都宮市

提案理由

現在、栃木県に所在する一般廃棄物の焼却施設は、放射性物質汚染対処特措法（以下「特措法」という。）に基づく「特定一般廃棄物処理施設」に該当し、排ガスの放射能濃度や敷地境界の空間放射線量を測定するなど、廃棄物処理法に上乗せされた維持管理基準が適用されている。

その中でも、ばいじんの放射能濃度が800（Bq/kg）以下であるなど、国が確認した場合は、「一般廃棄物処理施設」にもどり、上乗せ基準の適用が除外される。

しかしながら、行政区域内の全ての一般廃棄物の焼却施設が「一般廃棄物処理施設」になつても、新たに建設した焼却施設は、国が確認するまで、「特定一般廃棄物処理施設」として上乗せ基準が適用される。

つきましては、行政区域内の施設が、国の確認を受け、全て「一般廃棄物処理施設」である場合は、新たに建設する一般廃棄物の焼却施設は、国の確認を受けずとも特措法の適用除外となるよう、特措法の改正を要望する。

要望事項：焼却灰処理費用の損害賠償について

協議会名：関東地区協議会

提案会員：横須賀市

提案理由

東京電力福島第一、第二原子力発電所の事故により処理費用が増加した焼却灰処理事業に対する損害賠償については、平成27年度分までは継続的に全額補償されているが、

「 $100\text{Bq}/\text{kg}$ 以下の副次産物（焼却灰）の保管処理費用」については賠償対象にならないとされている。

しかし、東京電力福島第一、第二原子力発電所の事故以降、各自治体や廃棄物処理事業者が独自の基準を設け、 $100\text{Bq}/\text{kg}$ 以下でも焼却灰を受け入れない実態があるため、事故以前の状況に戻るまでは、国の責任において東京電力が全額補償するよう要望する。